



第3期塩竈市障がい者プラン



第6期 塩竈市障がい福祉計画
第2期 塩竈市障がい児福祉計画

2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

2021年(令和3年)3月

塩 竈 市

「第 6 期塩竈市障がい福祉計画」及び 「第 2 期塩竈市障がい児福祉計画」策定にあたって

塩竈市では、2018（平成 30）年度に「第 3 期塩竈市障がい者プラン」を策定し、市民、関係団体などの皆さまのご理解とご協力をいただきながら「だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり」を目指してまいりました。

国では障害者差別解消法が 2016（平成 28）年に施行され、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と、社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供が定められました。



宮城県でも差別解消条例及び手話言語条例の策定が進められるなど、様々な制度改革が行われ、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、本市におきましても、令和 2 年 4 月に差別解消条例及び手話言語コミュニケーション条例を施行しました。策定の際に、関係団体の皆さま、障がいをお持ちの方々から様々なご意見を頂きました。そのなかで見えてきたのは、障がいについての理解が社会的に不十分であるということでした。障がいは障がいのある人の中にあるのではなく、社会の側にあるという「障がいの社会的モデル」の考え方を広める事が重要であり、壱番館庁舎一階の福祉部門フロアへの誘導マット導入や聞こえの支援機器の導入、出前講座等に取り組みしました。

今回策定しました「第 6 期塩竈市障がい福祉計画」及び「第 2 期塩竈市障がい児福祉計画」を基に、市民の皆さまと協働で、障がい（障壁）を取り除き、時代の流れに沿った「こころのバリアフリー」「情報のバリアフリー」を進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに本計画の策定に当たり、「塩竈市障がい者福祉推進委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等により、貴重なご意見、ご提言をいただきました方々に心から御礼申し上げます。

2021（令和 3）年 3 月

塩竈市長

灰藤光樹

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の主旨等	3
(1)計画策定の趣旨.....	3
(2)障がい者施策をめぐる動向.....	4
(3)対象とする障がい者の範囲.....	7
2 計画の位置付け.....	8
3 基本理念	9
4 計画の期間.....	10
5 広域での本市の位置付け.....	10
6 計画の策定体制	10
(1)塩竈市障がい者福祉推進委員会の開催	10
(2)障がい福祉に関するアンケートの実施	10
(3)パブリックコメントの実施	11
7 プランの進行管理・評価	11
8 計画推進のために	11
(1)総合的な計画の推進	11
(2)市民参加型の福祉のまちづくりを推進	12
(3)幅広い協力体制	12
第2章 障がい者の状況	15
1 人口の推移.....	15
2 身体障がい者の状況	16
3 知的障がい者の状況	17
4 精神障がい者の状況	18
第3章 第6期塩竈市障がい福祉計画	21
1 第5期塩竈市障がい福祉計画 成果目標の達成状況	21
(1)福祉施設入所者の地域生活への移行.....	21
(2)地域生活支援拠点施設の設置.....	21
(3)福祉施設から一般就労への移行	22
(4)就労移行支援事業の利用者数及び事業所数.....	22
(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	23
2 障がい福祉サービス等の利用状況.....	24

(1)障がい福祉サービス等の利用状況	24
(2)地域生活支援事業のサービス利用状況.....	25
(3)その他の在宅福祉サービス(塩竈市単独事業)の利用状況	26
3 第6期塩竈市障がい福祉計画の成果目標.....	27
(1)施設入所者の地域生活への移行	27
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	27
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	30
(4)福祉施設から一般就労への移行等.....	30
(5)相談支援体制の充実・強化等	31
(6)障がい福祉サービス等の質の向上	32
4 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み	33
(1)障がい福祉サービス等の必要な量の見込み.....	33
(2)地域生活支援事業の必要な量の見込み	39
第4章 第2期塩竈市障がい児福祉計画	49
1 第1期塩竈市障がい児福祉計画成果目標の達成状況	49
(1)保育所等訪問支援の充実.....	49
(2)児童発達支援センターの設置.....	49
(3)重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の確保..	50
(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	50
2 障がい児通所支援等の利用状況	50
3 第2期塩竈市障がい児福祉計画の成果目標	51
(1)児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	51
(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス事業所の確保.....	52
(3)医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に 関するコーディネーターの配置	52
4 障がい児通所支援等の必要な量の見込み.....	53
第5章 計画の推進について.....	59
1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な提供	59
(1)制度の周知	59
(2)障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の適正化.....	59
(3)相談支援体制及び障がい児相談支援の充実.....	59
2 計画の推進体制と進行管理	60

(1)県・関係機関との連携強化	60
(2)塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置	60
(3)本計画における進行管理と評価	60
資 料	
1 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置について	65
(1)塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例 (平成29年条例第18号抜粋)	65
(2)塩竈市障がい者福祉推進委員会 委員名簿 (令和3年3月31日現在)	66
(3)塩竈市障がい者福祉推進委員会での検討経過	67
2 障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査結果報告書	68
(1)調査の概要	68
障がい福祉サービスの内容	86
用語集	89

障害の「害」の字の表記について

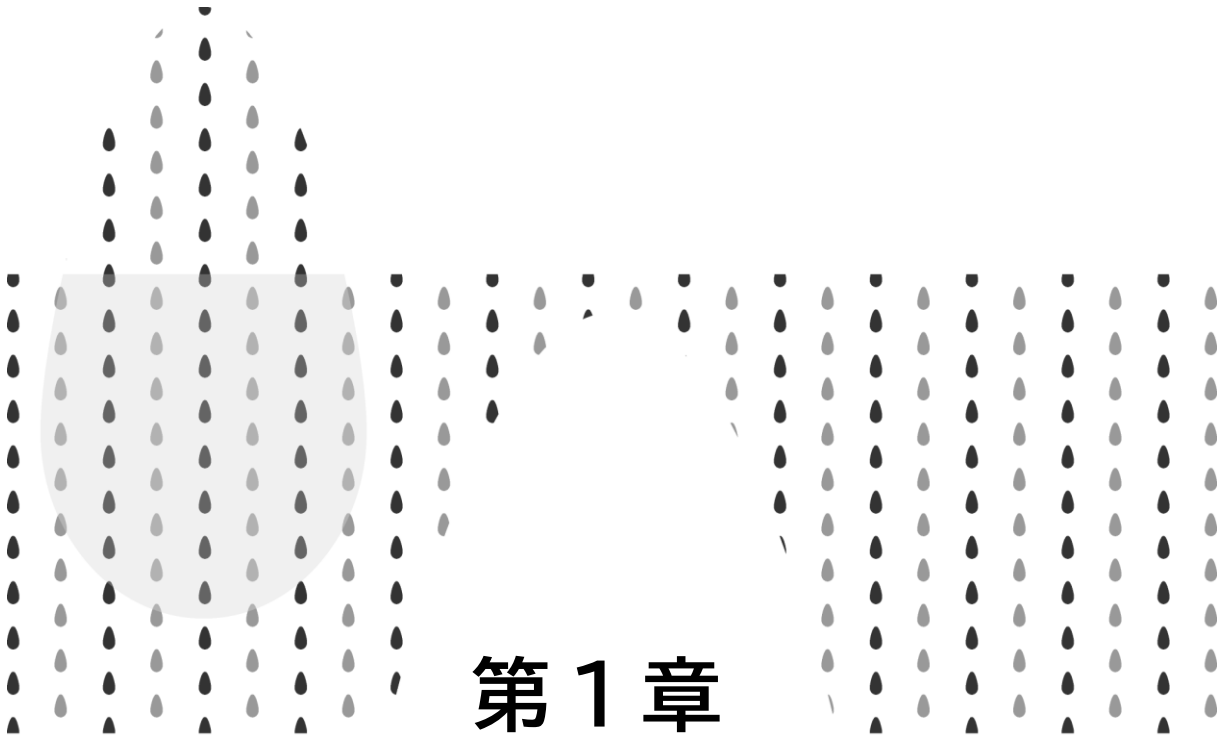
本計画では法律用語や固有名詞等を除き、「障害」の「害」の字をひらがなにして「障がい」と表記しています。

使用文字について

本計画ではユニバーサルデザイン仕様のフォント(UD フォント)を使用しています。「視認性が高い・読みやすい」をコンセプトにしており、誤認を防ぐため、対称的な文字はしっかりと区別されたデザインになっています。

西暦と和暦の併記について

2019(平成 31)年の「令和」への改元を考慮し、西暦と和暦を併記しています。



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の主旨等

(1) 計画策定の趣旨

塩竈市（以下、「本市」とする。）では、近年の障がい者福祉行政が大きく変化する中で、国の「障害者基本計画」及び県の「みやぎ障害者プラン」における取組方針を基本とし、2018（平成30）年度より「第3期塩竈市障がい者プラン」を策定し、ノーマライゼーションの実現に向けて取り組んできました。

この度、「第3期塩竈市障がい者プラン」の実施計画である「第5期塩竈市障がい福祉計画」及び「第1期塩竈市障がい児福祉計画」が期間満了となることから、次期計画「第6期塩竈市障がい福祉計画」及び「第2期塩竈市障がい児福祉計画」を策定するものです。

障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」とする。）第88条の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられている計画です。この計画では、障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の各支援の種類ごとに必要な量を見込み、提供体制の確保のための方策などを策定するものです。

障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき、市町村が策定する計画です。この計画では障がい児通所支援及び指定障がい児相談支援の各支援の種類ごとに必要な量を見込み、提供体制の確保のための方策などを策定するものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、構成が同様であることから、障害者総合支援法第88条第6項により一体のものとして策定することといたします。

なお、現計画「第3期塩竈市障がい者福祉計画」と、「第6期塩竈市障がい福祉計画」及び「第2期塩竈市障がい児福祉計画」の3計画をもって「第3期塩竈市障がい者プラン」と位置付けます。本書では更新となる2計画について掲載し、継続する「第3期塩竈市障がい者福祉計画」及びプラン計画については、2018（平成30）年発行の『第3期塩竈市障がい者プラン』冊子をご参照ください。

■第3期塩竈市障がい者プラン計画期間

年 度	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)
障がい者福祉 計画	第3期 塩竈市障がい者福祉計画					
障がい福祉 計画	第5期 塩竈市障がい福祉計画			第6期 塩竈市障がい福祉計画		
障がい児福祉 計画	第1期 塩竈市障がい児福祉計画			第2期 塩竈市障がい児福祉計画		

※ノーマライゼーションとは、障がいのある人が社会の中で一般市民と同じように普通（ノーマル）の生活や権利等が保障され活動することが、社会の本来のあるべき姿であるという考え方です。

(2)障がい者施策をめぐる動向

①障がい者の権利に関する条約の批准

わが国では、2007(平成19)年に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定している「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備を進めた後、2014(平成26年)1月に同条約を批准しました。

②障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における、障がい者の権利の保護に関する国際的な動向等を踏まえ、人は障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、2011(平成23)年に障害者基本法の一部が改正され、障がい者への差別禁止の観点から社会的障壁の除去等の基本原則を定めるほか、障がい者の定義や障がい者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策を見直しています。

③児童福祉法の改正

障がい児を対象とした支援については、通所や入所支援は「児童福祉法」、児童デイサービスは「障害者自立支援法」に基づき実施されてきましたが、2012(平成24)年4月に「児童福祉法」に一本化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。

また、2016(平成28)年の同法改正により、2018(平成30)年度から障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、「障害児福祉計画」が策定されました。

④障害者虐待防止法の施行

家庭や施設等での障がい者に対する虐待を防止するため、2012(平成24)年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が施行され、障がい者に対する虐待の禁止、虐待の予防・早期発見など虐待防止等に関する国や地方公共団体等の責務や虐待を受けた障がい者の保護や自立支援のための措置が定められました。

⑤障害者総合支援法の施行と改正

障害者自立支援法は、障がい者の自立を支援する観点から、2006(平成18)年に施行されました。これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいた支援を一元化し、従来の障がい者支援のあり方を措置制度から支援費制度へ移行、利用したサービス量や所得に応じた費用の負担、障がいのある人が一般就労できる支援体制の整備を進め、サービス支援の必要性を明らかにするために障がいの程度を示す障がい程度区分の認定を定めました。

これに対し、「障がい」を自己責任とする仕組みが導入されると反対の声が上がり、障がい当事者や関係者の政策への参画を求める運動が広まりました。その結果、「自立」が

「基本的人権を享有する個人としての尊厳」という表現に代わり、2013（平成25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。））として施行されました。障がいの範囲に難病患者が加わり、障がい支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、法律の施行後 3 年を目途にサービスや支給決定の在り方などについて検討を行うこと、検討に当たっては障がい者等及び家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

⑥障害者優先調達推進法の施行

2013（平成25）年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障がい者就労施設等が供給する物品及び役務の調達推進が図られることとなりました。

⑦障害者差別解消法の施行

障がいを理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指すために、2013（平成25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、2016（平成28）年に施行されました。

この法律は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、障がいのある人から配慮を求める意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を提供することを行政機関等や事業者に対し、定めたものです。

本市においても、2016（平成29）年3月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する塩竈市職員対応要領」を施行、2020（令和2）年4月に「塩竈市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」（以下、「塩竈市障がい者差別解消条例」という。）及び「塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」（以下、「塩竈市手話言語コミュニケーション条例」という。）を施行しました。

⑧障害者雇用促進法の改正

2013（平成25）年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、2016（平成28）年に施行され、雇用分野において障がいを理由とした差別的な扱いを禁止する他、事業主に障がい者が職場で働くにあたっての配慮の提供を義務付けました。また、2018（平成30）年から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることになりました。

⑨成年後見制度促進法の施行

2016（平成28）年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見人制度」という。）が制定され、同年5月に施行されました。この法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにしたうえで、地域住民の需要に応じた成年後見人制

度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保や関係機関における体制の充実強化などが定められました。

■ 障がい者施策をめぐる動向

年	国・県の動き	市の動き
2006 年 (平成 18 年)	(国) 障害者自立支援法施行 3障がい共通の制度	・塩竈市障がい者プラン策定(見直し) (第1期塩竈市障がい者福祉計画及び 第1期塩竈市障がい福祉計画)
2007 年 (平成 19 年)	(国) 学校教育法等の一部を改正する法律の 施行 (国) 障害者権利条約に署名	・塩竈市地域自立支援協議会設立
2008 年 (平成 20 年)	(国) 障害者雇用促進法改正法成立	・塩竈市地域活動支援センター 「藻塩の里」委託により開所 ・塩竈市障害児通園事業施設 「ひまわり園」指定管理者制度に移行
2009 年 (平成 21 年)	(国) 障がい者制度改革推進本部設置	・第2期塩竈市障がい福祉計画策定
2011 年 (平成 23 年)	(県) みやぎ障害者プランの策定(見直し) (平成23～29年度) (国) 改正障害者基本法の一部施行 (2012(平成 24)年5月全施行)	
2012 年 (平成 24 年)	(国) 改正児童福祉法の施行 (国) 障害者虐待防止法施行	・第2期塩竈市障がい者プラン策定 (第2期塩竈市障がい者福祉計画及び 第3期塩竈市障がい福祉計画) ・障がい者福祉相談支援センター「しおーも」 開設
2013 年 (平成 25 年)	(国) 障害者総合支援法の施行 難病などを対象に追加 (国) 障害者優先調達推進法の施行	・宮城東部地域自立支援協議会へ参画
2014 年 (平成 26 年)	(国) 障害者権利条約への批准	
2015 年 (平成 27 年)	(県) 第4期障害福祉計画	・第4期塩竈市障がい福祉計画策定
2016 年 (平成 28 年)	(国) 成年後見制度の施行 (国) 障害者差別解消法の施行 (国) 改正障害者雇用促進法の一部施行 (2018(平成 30)年4月に施行) (国) 改正児童福祉法の一部施行 (2018(平成 30)年4月に施行) (国) 改正発達障害者支援法の施行	・塩竈市障がい者差別解消推進地域協議会 設置
2017 年 (平成 29 年)		・塩竈市障がい者福祉推進委員会設置 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関 する塩竈市職員対応要領施行
2018 年 (平成 30 年)	(国) 改正障害者総合支援法の施行 (県) 宮城県障害福祉長期計画 (みやぎ障害者プラン)見直し (平成30～令和5年度) (県) ヘルプマーク導入	・第3期塩竈市障がい者プラン策定 (第3期塩竈市障がい者福祉計画及び 第5期塩竈市障がい福祉計画 第1期塩竈市障がい児福祉計画) ・第3期塩竈市障害児通園事業施設(塩竈市 ひまわり園)指定管理者制度実施
2020 年 (令和 2 年)	(県) 差別解消条例及び手話言語条例の策定 準備	・塩竈市障がい者差別解消条例施行 ・塩竈市手話言語コミュニケーション条例施行 ・第6期塩竈市障がい福祉計画・第2期塩竈 市障がい児福祉計 準備 ・第4期塩竈市障害児通園事業施設(塩竈市 ひまわり園)指定管理者制度 準備

(3)対象とする障がい者の範囲

本プランで対象とする「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1項(※1)、障害者総合支援法第4条(※2)、児童福祉法第4条の2(※3)に基づくものとします。

(以下、条文の抜粋)

※1:身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※2:身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

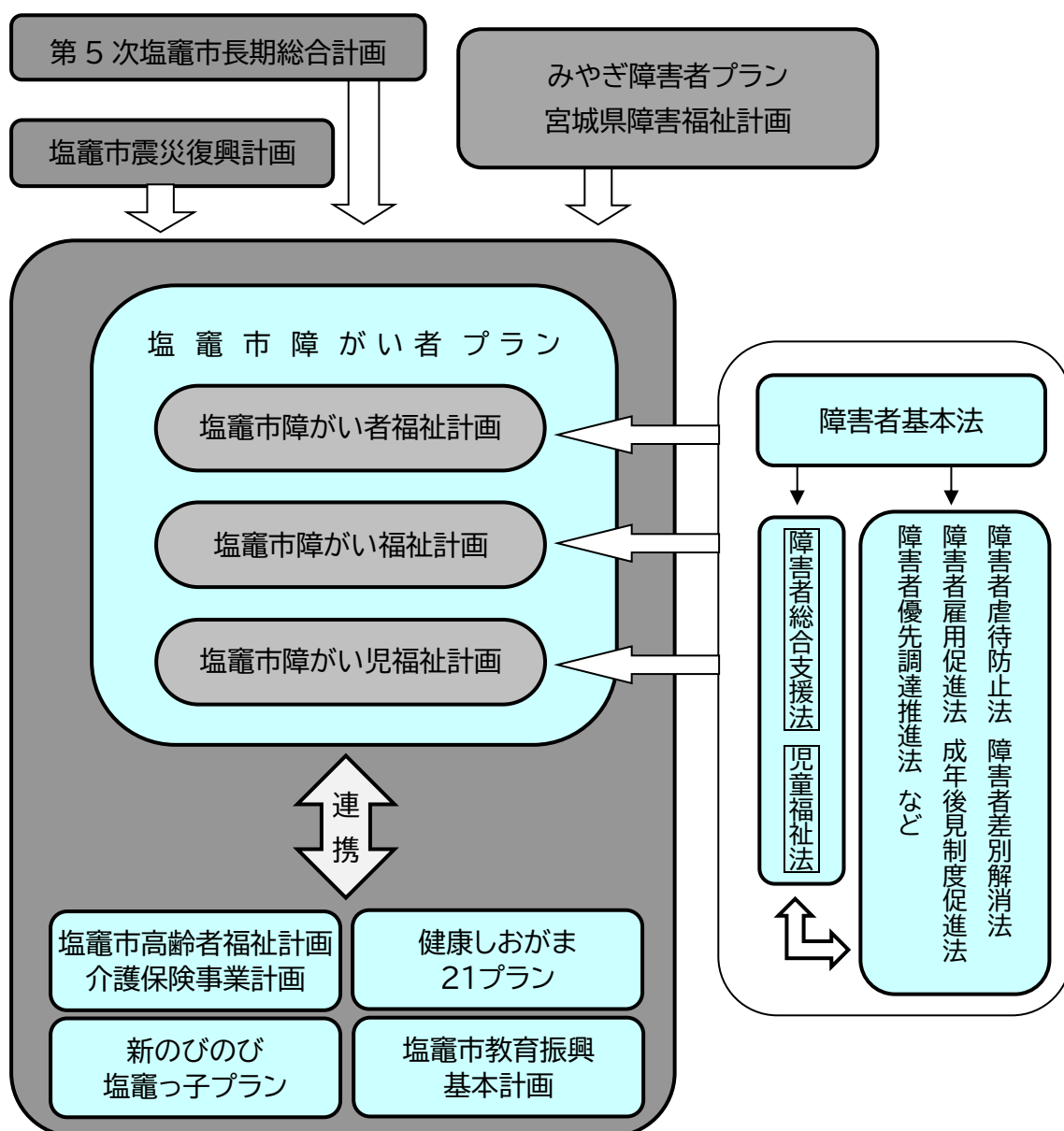
※3:児童とは、満十八歳に満たない者をいう。また身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

2 計画の位置付け

本プランは、障害者基本法第11条に基づく「障害者計画」と、「障害福祉計画」、及び「障害児福祉計画」の3つの計画を「障がい者プラン」として一体的に策定したものです。

市政運営の基本的な指針である「第5次塩竈市長期総合計画（計画期間は、2011（平成23）年度から2021（令和3）年度の11年間）」を上位計画とし、「塩竈市震災復興計画」のほか、「塩竈市高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「健康しおがま21プラン」「新のびのび塩竈っ子プラン」「塩竈市教育振興基本計画」の関連計画と相互に連携しながら、総合的に障がい者福祉の推進を図る計画です。

■ 計画の位置づけ



3 基本理念

第6期塩竈市障がい福祉計画及び第2期塩竈市障がい児福祉計画が、第3期塩竈市障がい者福祉計画を推進するための実施計画であることから、基本理念は『だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち』とします。

■ 第6期塩竈市障がい福祉計画・第2期塩竈市障がい児福祉計画図

基本理念 だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

【第6期塩竈市障がい福祉計画】

≪提供体制確保のための目標≫

障がい者に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障がい福祉サービス等の向上

≪各サービス別の見込量及び確保のための方策≫

- ① 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み
・訪問系サービス ・日中活動系サービス
・居住系サービス ・相談支援サービス
- ② 地域生活支援事業の必要な量の見込み

【第2期塩竈市障がい児福祉計画】

≪提供体制確保のための目標≫

障がい児に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標

- ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

≪各サービス別の見込量及び確保のための方策≫

障がい児通所支援等の必要な量の見込み

- ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援 ・自宅訪問型児童発達支援 ・障がい児相談支援

【計画の推進について】

≪障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な提供≫

- ① 制度の周知
- ② 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の適正化
- ③ 相談支援体制と支援の充実

≪計画の推進体制と進行管理≫

- ① 県・関係機関との連携強化
- ② 塩竈市障がい者福祉推進委員会の開催
- ③ 本計画における進行管理

4 計画の期間

第6期塩竈市障がい福祉計画、第2期塩竈市障がい児福祉計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。

なお、国の障がい者制度改革の動向も含め、社会状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 広域での本市の位置付け

障がい福祉施策を推進するにあたり、県では、圏域単位に、3年間の障がい福祉等サービスの見通し及びサービス基盤整備の計画（宮城県の障害福祉計画・障害児福祉計画）を策定しています。その中で本市は、仙台圏域に属していますが、本計画の推進に向けては、圏域の定義を宮城東部地域自立支援協議会を構成する近隣2市3町（塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）として捉え、より利用環境に沿った内容となるよう、広域的な協力・連携を強化しながら、障がい福祉の向上を図ります。（以下、本計画では「圏域」を同様に「近隣2市3町」のこととし表記します）

6 計画の策定体制

（1）塩竈市障がい者福祉推進委員会の開催

本計画の策定にあたっては、行政内部における保健、医療、教育等の関係部局と連携し、第3期塩竈市障がい者プランの実績分析を行うとともに、関係団体との意見交換、塩竈市障がい者福祉推進委員会（地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者から構成）の意見を反映して策定しました。

（2）障がい福祉に関するアンケートの実施

本計画の策定を行うにあたり、障がいのある人や保護者等の生活の状況と福祉に対する考え方等を把握するため、2020（令和2）年8月に、障がい福祉に関するアンケート調査を実施しました。

調査対象者は、塩竈市に在住又はサービスを受けている方、身体・知的・精神の障がい者手帳を所持する方等から、無作為に抽出した方を対象に障がいの内容や家庭環境、就労、社会参加、サービスの利用、福祉施策への要望等について調査しました。

■ アンケート調査実施状況(単位:人、%)

障がい種別	対象者数 (※) (総数)	対象者 抽出割合 [%]	調査数	回答数	回答率 [%]
身体障がい	2,241	25	561	305	54.4
知的障がい	456	25	114	50	43.9
精神障がい	420	25	105	44	41.9
手帳を所持しない難病等	5	100	5	3	60.0
発達障がいのある児童等	37	100	37	13	35.1
一般市民	—	0.3	152	51	33.6
合計	3,159		974	466	47.8

※ 手帳所持者数は、2020(令和2)年3月末日時点

(3)パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を広く聴取するため、本市ホームページや市内各施設において、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

7 プランの進行管理・評価

本プランの進行管理と評価については、年度ごとに「塩竈市障がい者福祉推進委員会」に実施状況を報告し、意見を聴取する等、適切な進行管理を行い、計画の推進に努めます。

8 計画推進のために

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で共に生きる共生社会の実現を図るために、行政と市民、福祉団体、福祉サービス事業者、企業等、すべての市民と団体が理解を深め、相互に連携して、地域全体で取り組む必要があります。

障がいのある人自身も、意欲的な社会活動や自立していくことに対する意識を一層高めることが求められます。これらを踏まえ、本市は3つの視点から障がい者プランを推進していきます。

(1)総合的な計画の推進

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等、行政の各分野が連携・実施することによって効果が表れることから、総合的な福祉施策として庁内各課の密接な連携により、横断的な取り組み体制を整備し、進めていきます。

(2)市民参加型の福祉のまちづくりを推進

市民の一人一人が、障がいのある人への理解を深めながら、身近なことから行動し、市全体で福祉のまちづくりを推進していくことができる場の創出に努め、的確な情報提供を図るように取り組んでいきます。

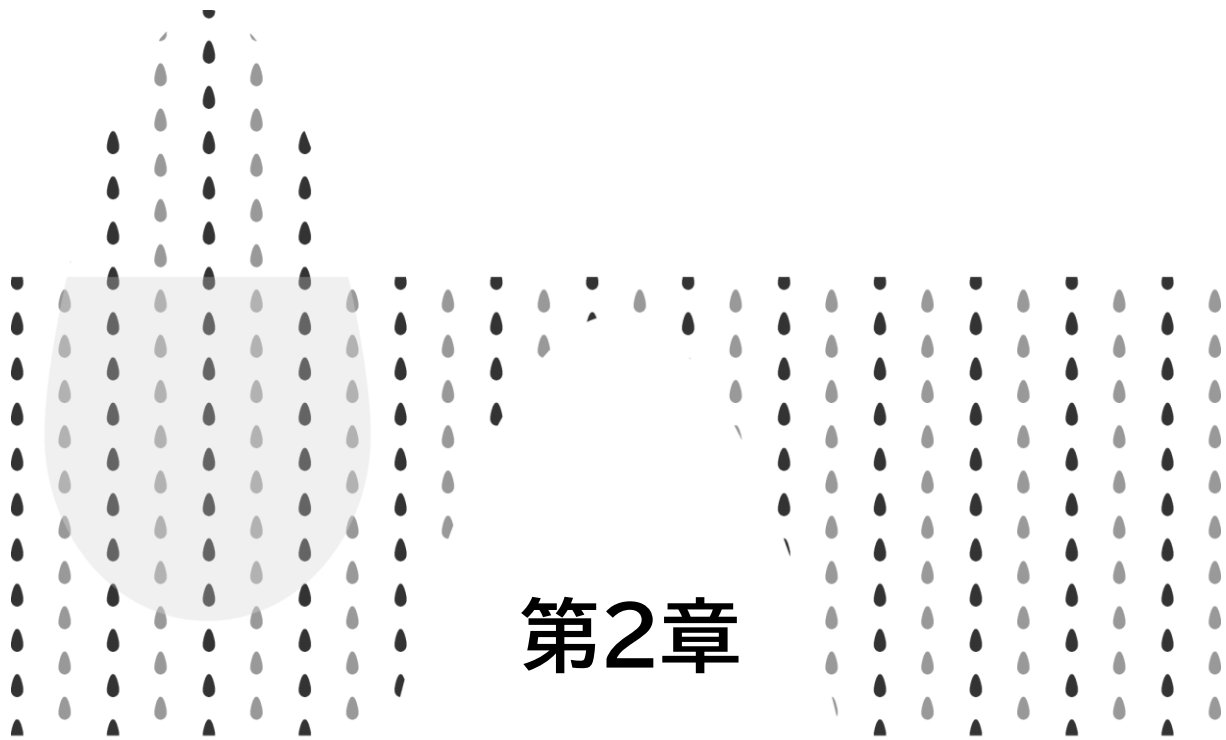
特にボランティアの養成、その基盤となる活動の場の提供を図ります。

また、障がいのある人自身も、自らができることについては主体性をもって行動していくとともに、地域社会の一員として共生していくことができる環境づくりを市民と行政が協働して進めていきます。

(3)幅広い協力体制

民間における福祉活動としては、社会福祉協議会、社会福祉法人及び福祉・医療の関係機関や企業、NPO団体等が地域社会の一員として福祉活動へ積極的に取り組んでいきます。

また、国・県の行政機関との連携を深めながら、それぞれが役割を担い、協働して地域福祉のネットワーク体制の整備を進めていきます。



第2章

障がい者の状況

第2章 障がい者の状況

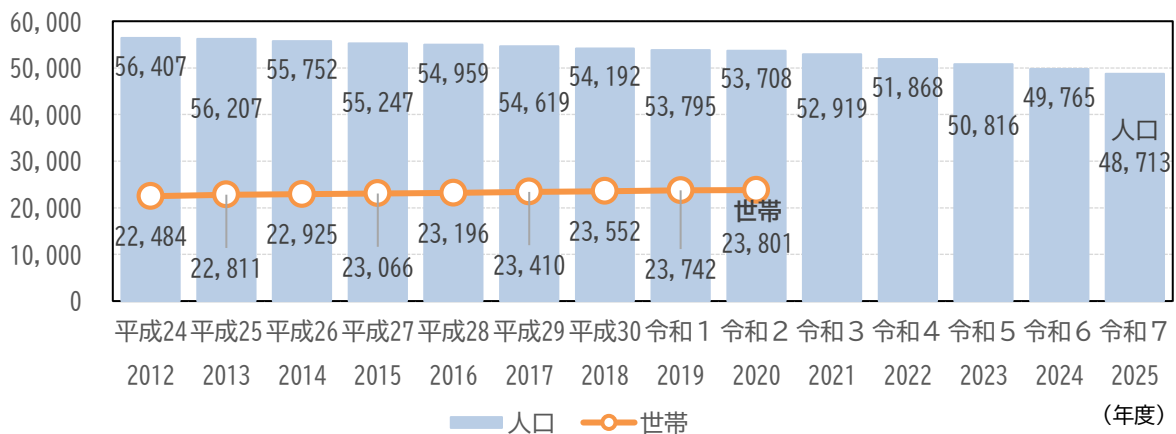
1 人口の推移

本市の総人口は年々減少する一方で総世帯数は年々増加する傾向にあり、一世帯当たりの人員数が減少し核家族化の傾向がうかがえます。

年齢3区分別に見ると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化が進行しています。

■総人口の推移

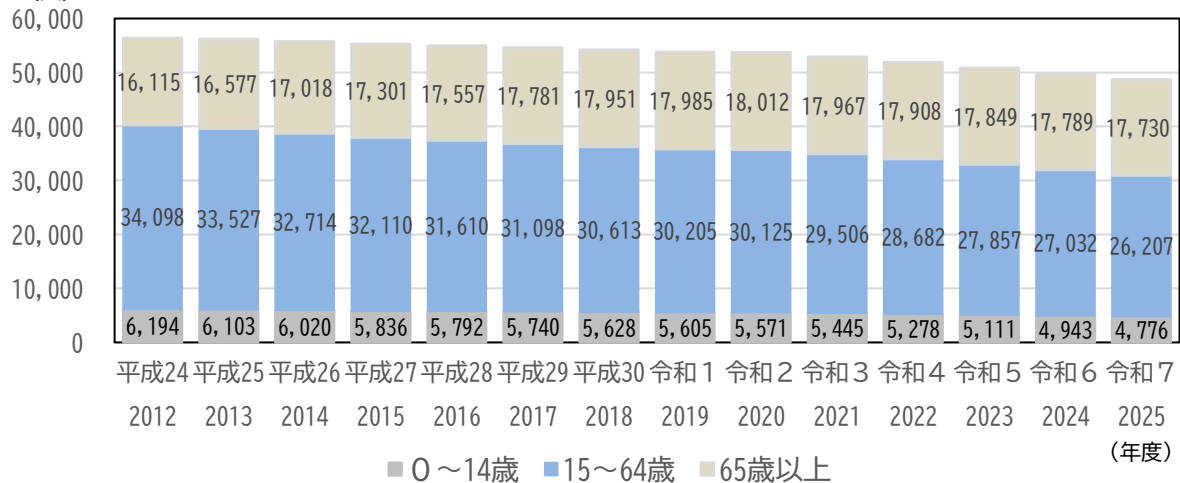
(人・世帯)



「住民基本台帳(各年度末・令和2年9月末現在)」、令和3年度以降「人口推計」より

■年齢3区分別人口の推移

(人)



「住民基本台帳(各年度末・令和2年9月末現在)」、令和3年度以降「人口推計」より

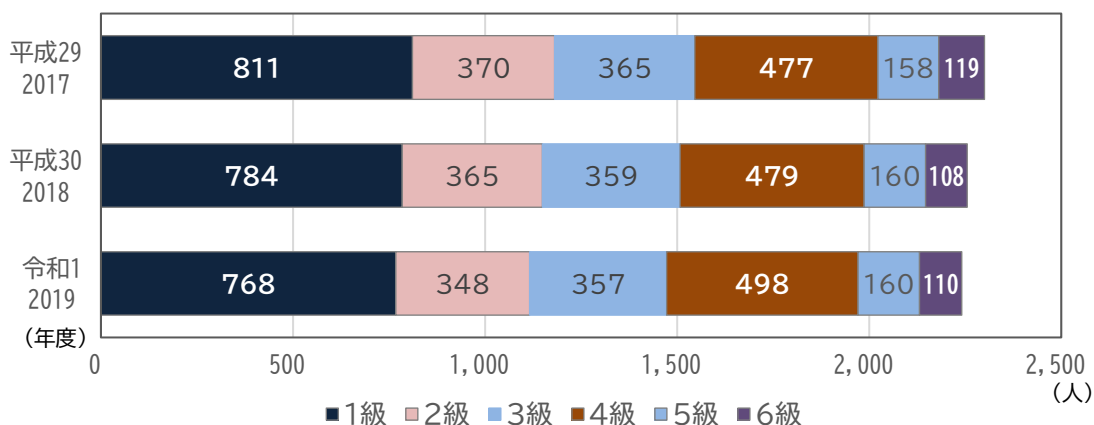
2 身体障がい者の状況

本市における身体障害者手帳の所持者数は、2019(令和1)年度末時点で2,241人となっています。総数は減少傾向にあります。

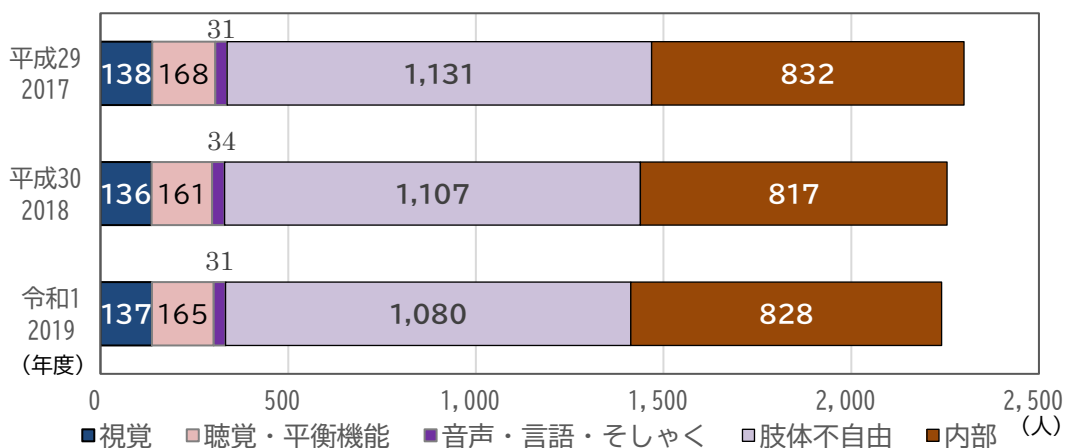
■ 障がい区分別身体障害者手帳所持者数(2019(令和1)年度末)(単位:人)

区 分 障がい内容	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚障がい	50	47	6	13	15	6	137
聴覚・平衡機能障がい	3	44	22	43	1	52	165
音声・言語・そしゃく 機能障がい	2	0	17	12	-	-	31
肢体不自由	216	246	162	260	144	52	1,080
内部機能障がい (心臓・腎臓・呼吸器等)	497	11	150	170	-	-	828
合計	768	348	357	498	160	110	2,241

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移(各年度末) (単位:人)



■ 障がい区分別身体障害者手帳所持者の推移(各年度末) (単位:人)



3 知的障がい者の状況

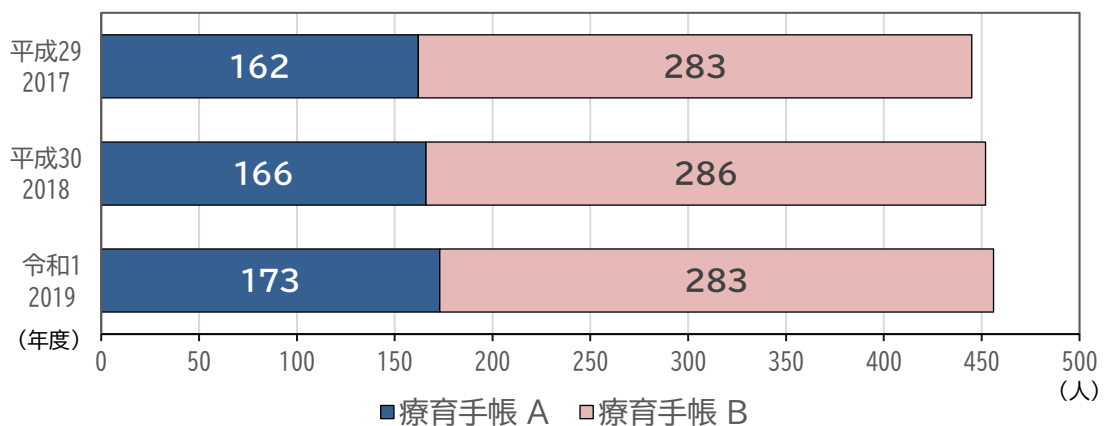
本市における療育手帳所持者数は、2019（令和1）年度末時点で456人となっています。総数は増加傾向にあり、等級別にみると療育手帳Aが年々増加しています。また、年齢別に見ると18歳以上が増加しています。なお、療育手帳Aの割合は全体の37.9%となっています。

■ 等級別・年齢別療育手帳所持者数（2019（令和1）年度末）（単位：人）

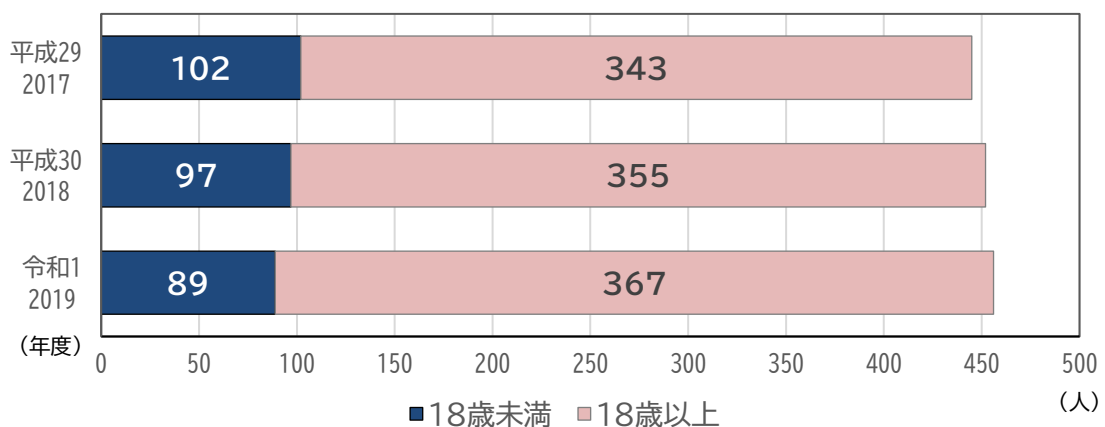
等級別		年齢別		合計
療育手帳A	療育手帳B	18歳未満	18歳以上	
173(24) 37.9%(5.3%)	283(65) 62.1%(14.3%)	89 19.5%	367 80.5%	456

※（ ）は内数で、児童数（18歳未満）

■ 等級別療育手帳所持者数の推移（各年度末）（単位：人）



■ 年齢別療育手帳所持者数の推移（各年度末）（単位：人）



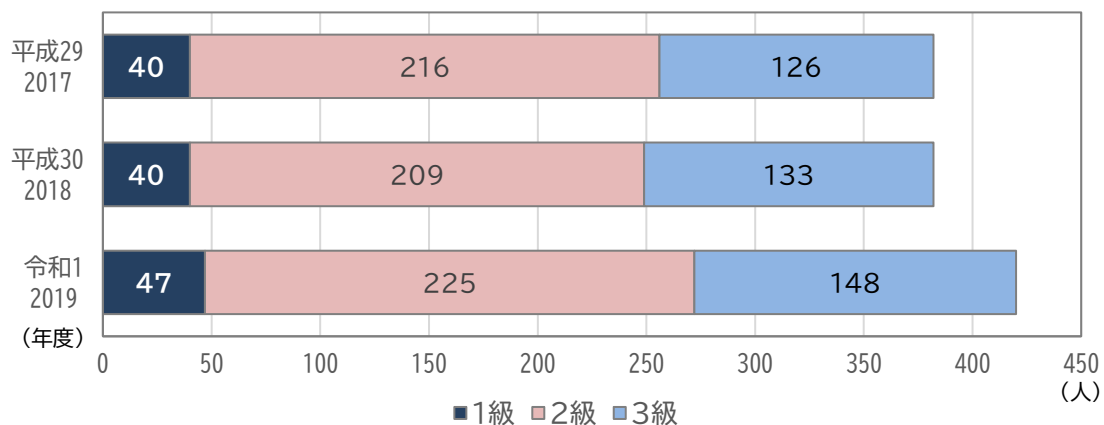
4 精神障がい者の状況

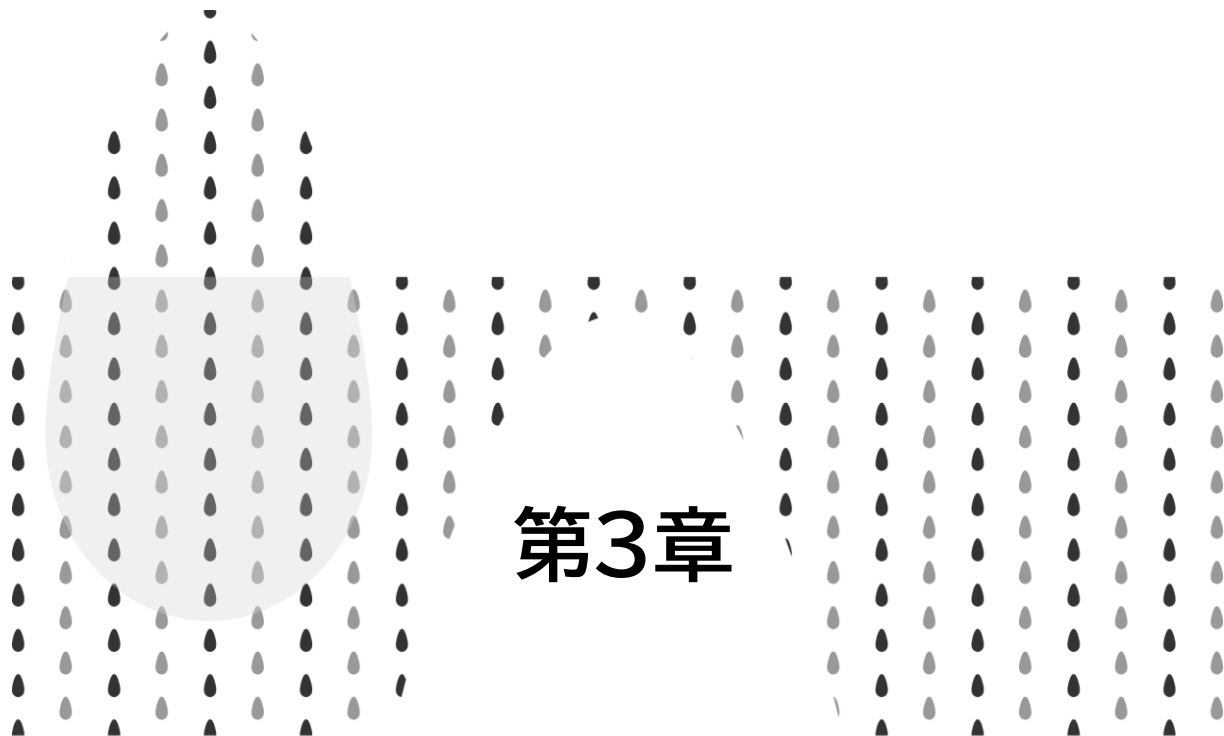
本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2019(令和1)年度末時点で420人となっています。総数は増加傾向にあります。なお、重度(1級)の割合は11.2%となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数(2019(令和1)年度末)(単位:人)

1級	2級	3級	合計
47 11.2%	225 53.6%	148 35.2%	420

■ 等級別精神障害者精神福祉手帳所持者数の推移(各年度末) (単位:人)





第3章

第6期塩竈市 障がい福祉計画

第3章 第6期塩竈市障がい福祉計画

1 第5期塩竈市障がい福祉計画 成果目標の達成状況

障がいのある人の自立支援に向けて、地域の実情を踏まえて設定した、第5期塩竈市障がい福祉計画の成果目標の達成状況は次のとおりです。

なお、本章において「第5期塩竈市障がい福祉計画」を以下「第5期計画」とし、「第6期塩竈市障がい福祉計画」等についても同様「第6期計画」等と表記します。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

《第5期計画の成果目標》

2016(平成28)年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数を5%と設定しました。削減見込数は今後も施設入所待機者の受入れが見込まれることから目標値設定はしませんでした。

《本市の実績》

依然として施設入所のニーズは高く、待機者も多い現状にあります。併せて、施設入所者が地域に移行した時に対応できるグループホームの整備が進まなかったことから、地域生活移行者は1名、目標達成率は33%でした。

一方で、現在入所している障がい者は、在宅等では十分な支援が受けられないため、施設入所を継続しています。地域移行が進まない理由は、障がい者の障がい特性に合わせた支援が、施設以外では十分に行えないためと考えられます。

■ 福祉施設入所者の地域生活への移行実績と移行目標

項 目	計画当初 数 値	成果実績 (達成率)	考 え 方
2016(平成28)年度末の 入所者数	59人		2016(平成28)年度末の福祉施設 入所者数
2020(令和2)年度末の 入所者数	60人	55人	2020(令和2)年度末の福祉施設 入所者(施設入所支援者数)
【目標値】 2020(令和2)年度末時点におけ る福祉施設入所者削減見込数	0人	-	2018(平成30)年度以降も福祉施設入所 待機者の受入れが見込まれるため設定せ ず
【目標値】 2020(令和2)年度末までの地域 生活移行者数	3人 (5%移行)	1人 (33%)	目標値は 2016(平成28)年度末時点の福 祉施設入所者数の約5%

(2)地域生活支援拠点施設の設置

《国が示した成果目標》

2017(平成29)年度までに地域生活支援拠点を市または圏域に少なくとも1か所整備することとしています。

《本市の実績》

2017(平成29)年4月に、圏域で共同運営する宮城東部地域自立支援協議会の委託事業により、地域生活支援拠点施設を設置しています。

■地域生活支援拠点施設の設置目標

項 目	目標値	成果実績 (達成率)	考 え 方
地域生活支援拠点を市または圏域に少なくとも1か所設置	1か所 設置	1か所 (100%)	宮城東部地域自立支援協議会内に設置

(3)福祉施設から一般就労への移行

《国が示した成果目標》

2020(令和2)年度中に一般就労への移行者数を 2016(平成28年)度実績の 1.5 倍以上にすることを基本としています。

《第5期計画の成果目標》

本市の実態等を踏まえ、一般就労への移行者数は 7 人と設定しました。

《本市の実績》

2020(令和2)年度までに一般就労へ 13 人が移行しました。

■福祉施設利用者の一般就労への移行実績と移行目標

項 目	計画当初 数 値	成果実績 (達成率)	考 え 方
2016(平成28)年度の 一般就労移行者数	5人		就労移行支援事業等を通じての、2016 (平成28)年度一般就労移行者数
【目標値】 2020(令和2)年度の 一般就労移行者数	7人 (1.4 倍)	13人 (2.6 倍)	目標値は 2016(平成28)年度の一般就労 移行者数の 1.4 倍

※ 福祉施設からの移行とは、就労移行支援又は就労継続A型施設等から一般就労に移行することであり、在宅や地域活動支援センター藻塩の里からの就労は除かれます。

(4)就労移行支援事業の利用者数及び事業所数

《国が示した成果目標》

就労移行支援事業の利用者数を 2016(平成28)年度末から2割以上増加、そして、就労移行率が3割以上の市内事業所の割合を全体の5割以上とすることを基本としています。

《第5期計画の成果目標》

就労移行支援事業の利用者数について、第4期計画の実績等により目標値を18人と設定しました。また、就労移行支援事業所数については、2016(平成28)年度末時点で市内に事業所がないことから、少なくとも就労移行率が3割以上の事業所設置について目標値を 1 か所と設定しました。

＜本市の実績＞

2020(令和2)年度の就労移行支援事業の利用者数は11人で達成率は61%でした。就労移行支援の利用期間は2年間と定められていることから、その間に職業訓練を受けつつ、職場探しを行い、就労を目指していくことになります。この3年間で42人が利用しています。

依然として、就労移行支援事業所は市内にないため、事業所の確保のための検討が必要です。

■ 就労移行支援事業及び事業所の利用目標

項 目	計画当初 数 値	成果実績 (達成率)	考 え 方
2016(平成28)年度末の 就労移行支援事業利用者数	9人		2016(平成28)年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】 2020(令和2)年度末の 就労移行支援事業利用者数	18人 (2倍)	11人 (61%)	目標値は2016(平成28)年度末の就労移行支援事業利用者数の2倍

■ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

項 目	計画当初 数 値	成果実績 (達成率)	考 え 方
2017(平成29)年4月1日の就 労移行支援事業所見込数(A)	0事業所		2017(平成29)年4月1日時点での就労移行支援事業所数
2020(令和2)年度における就 労移行率3割以上の事業所数 (B)	1事業所	0事業所	2020(令和2)年度における就労移行率3割以上の事業所数
【目標値】 2020(令和2)年度末における 就労移行率3割以上の事業所の 割合 (B)÷(A)	皆増	0/0 (0%)	2020(令和2)年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合

(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

＜国が示した成果目標＞

全ての市町村、又は圏域において、保健、医療、福祉の関係者による「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築のための協議の場を設置することとしています。

＜本市の実績＞

2020(令和2)年度に、圏域の宮城東部地域自立支援協議会内に、協議の場を設置しました。

■ 保健、医療、福祉による協議の場の設置目標

項 目	目標値	成果実績 (達成率)	考 え 方
保健、医療、福祉関係者による 協議の場を設置	1か所 設置	1か所 (100%)	宮城東部地域自立支援協議会内に設置

2 障がい福祉サービス等の利用状況

(1)障がい福祉サービス等の利用状況

【訪問系サービス】

居宅介護と重度訪問介護は減少傾向、同行援護と行動援護は横ばいで推移しています。

■ 訪問系サービスの利用状況(1 か月あたりの延べ利用人数)

サービス名称	2015 年度 (H27 年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)
居宅介護	75	70	69	68	66
重度訪問介護	2	2	2	1	1
同行援護	12	14	14	15	16
行動援護	4	3	2	3	2
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0

「国民健康保険連合会給付実績」より

【日中系サービス】

就労継続支援A型は減少傾向ですが、生活介護、就労移行支援、療養介護は横ばい、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型、短期入所は増加傾向で推移しています。自立訓練(機能訓練)については利用者がありませんでした。就労定着支援は2018(平成30)年度からサービスが開始されたサービスです。

なお、I の(3)福祉施設から一般就労への移行(P24)に記載したとおり、就労継続支援 A 型を経て一般就労に移行した方もいるため、利用者数では減少していると思いますが、利用者は入れ替わっており、ニーズは依然として高い状況にあります。

■ 日中系サービスの利用状況(1 か月あたりの延べ利用人数)

サービス名称	2015 年度 (H27 年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)
生活介護	105	109	106	109	107
自立訓練(機能訓練)	1	1	1	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	3	4	3	6
宿泊型自立訓練	1	2	4	3	5
就労移行支援	9	9	15	7	9
就労継続支援A型	40	45	44	43	35
就労継続支援B型	80	79	82	90	105
療養介護	9	7	7	6	8
短期入所(福祉型)	41	41	44	48	52
短期入所(医療型)	0	1	1	1	2
就労定着支援	-	-	-	-	2

「国民健康保険連合会給付実績」より

【居住系サービス】

共同生活援助(グループホーム)は横ばい、施設入所支援は減少傾向で推移しています。

■ 居住系サービスの利用状況(1 か月あたりの延べ利用人数)

サービス名称	2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28年度)	2017 年度 (H29年度)	2018 年度 (H30年度)	2019 年度 (R1年度)
共同生活援助 (グループホーム)	54	53	49	47	49
施設入所支援	59	59	58	55	52

「国民健康保険連合会給付実績」より

【相談支援サービス】

計画相談支援は2018(平成30年)度に、すべての利用者がセルフプランから計画相談支援事業所による計画作成に移行しました。さらに、新規相談者の対応により、年々増加傾向で推移しています。地域定着支援は2017(平成29)年度からサービスが開始され、年々増加傾向で推移しています。

■ 相談支援サービスの利用状況(1 か月あたりの延べ利用人数)

サービス名称	2015 年度 (H27 年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)
計画相談支援(実利用人数)	183	259	304	333	348
地域移行支援	0	0	0	0	0
地域定着支援	-	-	1	9	10

「国民健康保険連合会給付実績」より

(2)地域生活支援事業のサービス利用状況

【必須事業】

相談支援

相談支援については、計画相談に含まれない様々な相談について計上しています。計画相談の増加により定期的な支援が行われていますが、相談件数の実績値は年々増加傾向にあります。引き続き、寄せられる相談について丁寧に対応する体制を整える必要があります。

手話奉仕員・手話通訳者派遣事業については、本市在住の手話奉仕員の活動が減り、手話通訳者の派遣件数が増加しました。日常生活用具給付の申請は横ばいで、移動支援、地域活動支援センターの利用は、減少傾向にあります。移動支援の利用減少は、近隣で実施事業所が減少していることが背景としてあげられます。地域活動支援センターの利用減少については、福祉就労系サービスや院内ディケアの充実等が考えられます。

■ 地域生活支援事業の利用状況(年間延べ利用人数)

サービス名称	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)
障がい者相談支援事業	5,617	3,453	3,442	4,910	5,273
手話通訳者派遣事業	0	0	4	1	10
手話奉仕員派遣事業	9	6	10	11	2
手話通訳者設置事業	21	17	13	18	17
手話奉仕員養成研修 受講者数	8	6	0	0	0
日常生活用具給付	1,412	1,477	1,535	1,604	1,591
移動支援	431	531	495	602	477
地域活動支援センター	3,308	3,002	2,532	2,566	2,137
成年後見制度利用支援	0	0	0	0	0

塩竈市「主要な施策の成果」より

【任意事業】

訪問入浴サービス、障がい者スポーツ教室は減少傾向、日中一時支援、は増加傾向、巡回支援専門員整備、声の広報等発行(回数)、自動車運転免許・改造助成はほぼ横ばいで推移しています。

■ 地域生活支援事業の利用状況(年間延べ利用人数)

サービス名称	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)
訪問入浴サービス	113	91	86	130	107
日中一時支援	21	74	33	24	62
障がい者スポーツ教室	554	609	623	535	421
巡回支援専門員整備	16	34	93	58	72
声の広報等発行(回数)	12	12	12	12	14
自動車運転免許・改造助成	2	4	6	5	3

塩竈市「主要な施策の成果」より

(3)その他の在宅福祉サービス(塩竈市単独事業)の利用状況

タクシー利用助成、自動車燃料費助成、福祉電話、緊急通報はほぼ横ばいで推移しています。

■ 塩竈市単独事業の利用状況(年間延べ利用人数)

サービス名称	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)
タクシー利用助成	526	522	523	538	529
自動車燃料費助成	592	607	664	668	657
福祉電話	1	1	1	1	1
緊急通報	3	2	1	1	1

塩竈市「主要な施策の成果」より

3 第6期塩竈市障がい福祉計画の成果目標

障がいのある人の自立支援に向けて、国が2020(令和2)年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」に基づき、2023(令和5)年度を目標年次として、次に掲げる事項について、第5期計画に掲げた数値の分析を行い、地域の実情を踏まえて成果目標を設定しました。

(1)施設入所者の地域生活への移行

《国が示す基本指針》

2019(令和1)年度末時点における施設入所者の6%以上を2023(令和5)年度末までに地域生活へ移行するとともに、2023(令和5)年度末時点における福祉施設入所者を2019(令和1)年度末時点から1.6%以上削減することを基本としています。

《第6期計画の目標》

第5期計画の利用実績や、施設入所待機者の実態や地域移行者の受入れが可能なグループホームの整備の進捗等を踏まえて、地域生活への移行者数を6%と設定します。また削減見込数は、今後も施設入所待機者の受入れが見込まれることから、目標値の設定は行いません。

■ 福祉施設入所者の地域生活への移行実績と移行目標

項 目	数 値	考 え 方
2019(令和1)年度末の入所者数	55 人	2019(令和1)年度末の福祉施設入所者数
2023(令和5)年度末の入所者数	55 人	2023(令和5)年度末の福祉施設入所者見込数
【目標値】 2023(令和5)年度末時点における福祉施設入所者削減見込数	0 人	2021(令和3)年以降も、福祉施設入所待機者の受入が見込まれるため
【目標値】 2023(令和5)年度までの地域生活移行者数	4 人 (6%移行)	2019(令和1)年度末の福祉施設入所者数の6%を目標として設定

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉の一体的な取り組みや、地域の取り組みが包括的に確保され、障がいのある人もない人も共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の構築を図るために、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

《国が示す基本指針》

全ての市町村ごとに、保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することを基本としています。

＜第6期計画の目標＞

圏域で設置している宮城東部地域自立支援協議会を中心に、圏域の各市町の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの在り方について検討・協議を行いながら、支援の充実を図っていきます。

■保健、医療、福祉による協議の場の設置目標

項 目	目標値	考 え 方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所設置 (設置済み)	2020(令和2)年度末までに宮城東部地域自立支援協議会を中心に設置

項 目	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	考 え 方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	2023(令和5)年度までの各年度における開催目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加者数	15 人	15 人	15 人	協議の場への関係者の参加者数
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	地域の課題を解決するための目標を設定し、一定期間ごとに進捗状況、目標達成状況を確認し、評価する回数
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1 人	1 人	1 人	各サービス見込量の内精神障がい者の人数
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1 人	1 人	1 人	各サービス見込量の内精神障がい者の人数
精神障がい者の共同生活援助利用者数	20 人	21 人	22 人	各サービス見込量の内精神障がい者の人数
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1 人	1 人	1 人	各サービス見込量の内精神障がい者の人数

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

2017(平成29)年4月に、2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)が共同で運営する宮城東部地域自立支援協議会の委託事業により、地域生活支援拠点施設を設置しました。

今後は、宮城東部地域自立支援協議会を中心に、圏域内で連携し拠点施設の機能強化や、地域資源を活用した面的整備の推進等について検討・協議を行いながら、障がいがある人の居住支援の充実に図っていきます。

■ 地域生活支援拠点施設における機能の充実目標

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点施設の整備	1 か所 (整備済み)	宮城東部地域自立支援協議会にて設置済み
【目標値】 地域生活支援拠点施設における機能の充実	2回/年	2023(令和5)年度末までに地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(4)福祉施設から一般就労への移行等

《国が示す基本指針》

2023(令和5)年度中に一般就労への移行者数を 2019(令和1)年度実績の 1.27 倍以上にすること、就労定着支援事業の利用者数を一般就労移行者の内7割以上の利用、そして、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上とすることを基本としています。

《第6期計画の目標》

2019(令和1)年度一般就労移行者が10人であることから、一般就労への移行者数は13人と設定しました。

2019(令和1)年度の一般就労移行者数 10 人の内、就労定着支援利用者は 2 割程度の 2 名であったものの、サービスが開始されて間もないことから、国の基本指針にあるとおり、前年度の一般就労移行者の7割の 9 人と設定しました。

また、就労定着支援事業所は現在、近隣自治体にはなく、第6期計画期間においては、目標を設定できませんでした。

■ 施設利用者の一般就労への移行実績と移行目標

項 目		数 値	考 え 方
2019(令和1)年度の一般就労移行者数		10 人	就労移行支援事業等を通じての、2019(令和1)年度一般就労移行者数
【目標値】 2023(令和5)年度の一般就労移行者数		13 人 (1.27 倍)	2019(令和1)年度中の一般就労移行者の1.27倍を目標として設定
内 訳	就労移行支援利用者の一般就労移行者数	3人	
	就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	6人	
	就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	4人	
【目標値】 2023(令和5)年度末の就労定着支援事業利用者数		9 人(仮) (7 割)	前年度一般就労移行者数の7割を目標とする(便宜上、令和1年度末の一般就労移行者を基とする)
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所数		—	就労定着支援事業所の設置が無く、目標設定できず。

※ 福祉施設からの移行とは、就労移行支援又は就労継続A型施設等から一般就労に移行することであり、在宅や地域活動支援センター藻塩の里からの就労は除かれます。

(5)相談支援体制の充実・強化等

《国が示す基本指針》

相談支援体制を充実・強化するため、2023(令和5)年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

《第6期計画の目標》

圏域で運営する宮城東部地域自立支援協議会による地域生活支援拠点施設が、地域の相談機能を強化する基幹相談支援センターを兼任しています。前述の「目標(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の項目と同様となりますが、相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターの活動指標を設定します。

また、発達障がいに関する相談や支援が増加していることから、国や県等が行うペアレントメンターやピアサポートの研修等により、障がい当事者、ご家族等へ情報提供等を図ります。

■相談支援体制の充実・強化のための取組目標

項 目	目標値			考 え 方
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	1か所設置 (設置済み)			市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施が可能な体制(基幹相談支援センター)を確保
項 目	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	考 え 方
地域の相談支援体制の強化	12 回	12 回	12 回	①相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数。
	12 回	12 回	12 回	②相談支援事業者の人材育成の支援件数。
	12 回	12 回	12 回	③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数

(6)障がい福祉サービス等の質の向上

＜国が示す基本指針＞

市の職員は、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、必要なサービス提供となっているか検証を行っていくこと、自立支援審査支払等システムなどを活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行うことを基本としています。

＜第6期計画の目標＞

障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、県や関係機関が実施する各種障がい福祉に関する研修を活用し、市職員のスキルアップを図ります。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求事務負担の軽減を図る等適正な事務執行と質の向上に努めます。

■障がい福祉サービス等の質の向上のための取組目標

項 目	目標値	考 え 方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	延べ7人/年	各種障害福祉サービス等に係る研修などへの市職員の参加人数
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1 回/年	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及び実施回数

4 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

(1)障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

障害者総合支援法に基づき、全国で統一して実施される福祉サービスです。

※以下の第5期計画の実績値については「2 障がい福祉サービス等の利用状況（P23）」掲載分と重複しますが、第6期計画の目標値の検討に必要と考え、掲載しました。2020（令和2）年度数値については、月平均または月平均値より換算した年数値を掲載しております。

※障がい児福祉計画においても同様に掲載しております。

【訪問系サービス】

① 居宅介護・重度訪問介護

居宅介護については、地域移行の促進やグループホームの外部サービス型の導入等により、第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

重度訪問介護については、2020（令和2年）度の実績は0人ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと見ています。2018（平成30）年から、療養介護と併用できるようになったこと、医療ケアが必要な方の地域移行が推進されているため、増加傾向で推計しました。

② 同行援護・行動援護

同行援護については、通院や市役所をはじめとする各種手続きの際に利用され、移動や排泄等の支援だけでなく、情報提供や代読・代筆の役割も担っています。第5期計画期間における利用実績はほぼ横ばいでした。地域生活支援事業の移動支援事業との併用を勘案し、第6期計画の見込量を横ばいで推計しました。

行動援護については、行動に著しい困難がある障がい児や障がい者に対し、行動時に必要な支援を行います。第5期計画では横ばいであったが、利用ニーズは高く、第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

■ 訪問系サービス

サービス	第5期実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
居宅介護	68 人	66 人	65 人	67 人	67 人	66 人
	880 時間	811 時間	810 時間	814 時間	820 時間	820 時間
重度訪問介護	1 人	1 人	0 人	2 人	2 人	2 人
	172 時間	84 時間	0 時間	170 時間	160 時間	150 時間
同行援護	15 人	16 人	14 人	17 人	16 人	16 人
	114 時間	122 時間	79 時間	90 時間	100 時間	110 時間
行動援護	3 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
	22 時間	21 時間	23 時間	20 時間	21 時間	22 時間
重度障がい者等包括支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

※ 2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績の平均になります。

※ 単位:人(1か月当たりの実利用人数)、時間(1か月当たりの延利用時間)

《訪問系サービスの見込量を確保するための方策》

- ・福祉サービスと介護保険サービスを併用している場合は、ケアマネジャーをはじめとする関係機関との情報提供及び共有を図り、サービス提供体制の充実を図ります。
- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進により、退院可能な精神障がいのある人やその家族に対し、保健、医療、福祉の関係機関と連携を図りながら、退院後における支援体制の整備に努めます。
- ・県や関係機関が開催する各種講座や研修への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように努めます。

【日中活動系サービス】

① 生活介護

生活介護は日中活動の場として、常に介護を必要とする方に対し、入浴をはじめとする日常生活上の支援や、身体機能や生活能力の質の向上のための援助など、幅広く支援するサービスです。市内、圏域内の事業所も増加し、地域移行に伴い生活介護のニーズも高まっていることから、第6期計画の見込量を増加で推計しました。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・宿泊型自立訓練

機能訓練は、身体障がいや難病の方に対し、リハビリテーションや生活等に関する相談や助言を目的としています。市内や圏域に機能訓練を行える事業所がなく、実績がないことから第6期計画の見込量は横ばいとしました。

生活訓練は、知的障がいや精神障がいの方に対し、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活に関する相談や助言などの支援を行います。宿泊型自立訓練と併用される場合が多いため、今後の利用ニーズの高まりを考慮し、第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

③ 就労移行支援・就労継続支援(A型)・就労継続支援(B型)・就労定着支援

就労移行支援は、一般就労に必要な知識や能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を目指しています。第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

就労継続支援 A 型は、ハローワークからの紹介や生活困窮者に対する支援等により、支援体制が強化されたことで、利用者ニーズが高まることを踏まえ、第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

就労継続支援 B 型は、生活活動の提供や知識及び能力の向上のために、必要な訓練などを行うサービスですが、市内にも事業所は増えており、第5期計画でも増加し、利用者のニーズも高いことから、第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

就労定着支援は、2018(平成30)年度から開始されたサービスです。福祉就労系サービスを利用後、一般就労に移行し6か月を経過し、環境の変化により生活面に課題がある人が対象となっています。近隣に事業所はありませんが、国は福祉施設から一般就労への移行を推進していることから、利用者ニーズは高まると見込み、第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

④ 療養介護

療養介護は、療養病棟で入院生活をしている常時医療ケアが必要な利用者に対し、介護及び日常生活上のお世話をするサービスです。第5期計画の実績も考慮し、第6期計画の見込量は微増傾向で推計しました。

⑤ 短期入所(ショートステイ)

短期入所は、自宅で介護が難しい場合や介護者の負担軽減のためのレスパイト支援として利用しています。利用者ニーズは高いため、第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。しかし、近隣の事業所は少ないため、利用したい時に利用できない状況にあり、短期入所支援事業所の整備は課題となっております。また、医療的ケアの方の地域移行も推進されていることから、市内・圏域において短期入所(医療型)事業所の設置が求められます。

■ 日中活動系サービス

サービス内容		第5期実績			第6期目標値		
		2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
生活介護		109 人	107 人	107 人	110 人	109 人	109 人
		2,166 人日分	2,089 人日分	2,168 人日分	2,200 人日分	2,200 人日分	2,200 人日分
自立訓練(機能訓練)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
自立訓練(生活訓練)		3 人	6 人	7 人	8 人	8 人	8 人
		53 人日分	122 人日分	144 人日分	150 人日分	160 人日分	170 人日分
宿泊型自立訓練		3 人	5 人	6 人	8 人	8 人	8 人
		94 人日分	153 人日分	160 人日分	160 人日分	170 人日分	180 人日分
就労移行支援		7 人	9 人	12 人	15 人	16 人	17 人
		89 人日分	116 人日分	198 人日分	200 人日分	210 人日分	220 人日分
就労継続支援A型 (雇用型)		43 人	35 人	38 人	40 人	41 人	42 人
		844 人日分	689 人日分	736 人日分	800 人日分	800 人日分	800 人日分
就労継続支援B型 (非雇用型)		90 人	105 人	112 人	115 人	115 人	120 人
		1,548 人日分	1,826 人日分	1,957 人日分	2,000 人日分	2,000 人日分	2,050 人日分
就労定着支援		-	2 人	2 人	5 人	5 人	5 人
			2 人日分	2 人日分	5 人日分	5 人日分	5 人日分
療養介護		6 人	8 人	8 人	9 人	9 人	9 人
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	48 人	52 人	52 人	52 人	53 人	54 人
		280 人日分	314 人日分	321 人日分	320 人日分	325 人日分	330 人日分
	医療型	1 人	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
		6 人日分	10 人日分	8 人日分	6 人日分	7 人日分	8 人日分

※ 2020(令和2)年度は、4月～10月の利用実績の平均になります。

※ 単位:人(1か月当たりの実利用人数)、人日分(1か月当たりの延利用人数)

《日中活動系サービスの見込量を確保するための方策》

- ・福祉施設や事業所等と連携を図り、多種多様なニーズに応えられるよう情報提供や施設整備に努めます。
- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進により、退院可能な精神障がいのある人やその家族に対し、保健、医療、福祉の関係機関と連携を図りながら、退院後、自立した生活が継続できるよう、地域移行の支援体制の整備に努めます。
- ・市内圏域に短期入所福祉型施設や医療的ケアにも対応できる医療型施設の事業所の整備を推進します。
- ・福祉就労系サービスに通所する利用者の一般就労への移行推進及び働く場を創出するため、事業所の雇用率の遵守と関係性の構築に努めます。。

【居住系サービス】

① 施設入所支援

施設入所支援は、主に夜間に、必要な日常生活上の支援を行い、生活介護などの日中活動に合わせて利用するサービスです。施設入所から地域移行を推進しているところではありますが、待機者も多い現状にあり、今後もニーズは高まると踏まえ、第6期計画の見込量は微増傾向で推計しました。

② 共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助は、共同生活を営む住居において主に夜間、日常生活上の支援を行います。孤立の防止や生活への不安の軽減などが期待されており、本人の自立を促し、地域での「生活の場」として、恒常的にニーズが高いサービスとなっています。第6期計画では見込量を増加傾向で推計しました。

③ 自立生活援助

2018(平成30)年度から新たに創設されたサービスで、精神病院や刑務所等の施設から居宅へ移行し、単身等で生活する方が対象です。利用者に対し、定期的な巡回訪問や相談対応等により、居宅での自立した日常生活を営む上での適切な援助を行います。また、利用者からの相談や要請があった場合には、随時対応を行います。各般の問題を把握し、必要な情報の提供、助言並びに相談、関係機関との連絡調整等、支援は多岐にわたります。政令指定都市に新規事業所は増えていますが近隣にはなく、サービスの利用実績もないことから、目標値は設定しませんでした。

■ 居住系サービス

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
施設入所支援	55 人	52 人	51 人	55 人	55 人	55 人
共同生活援助 (グループホーム)	47 人	49 人	52 人	60 人	62 人	65 人
自立生活援助	-	-	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績の平均になります。

※ 単位: 人分(1か月当たりの実利用人数)

《居住系サービスの見込量を確保するための方策》

- ・施設入所待機者は多い現状にありますが、待機中の間は、訪問系サービスや短期入所などを活用しながら、介護者の負担の軽減を図ります。また、介護者不在となる緊急時の支援が必要な方に対し、適切なサービスを提供していきます。
- ・地域移行の推進として、該当する対象者に対し、計画相談支援事業所と共に、共同生活援助(グループホーム)や自立訓練施設等に関する情報提供や適切な案内を行います。

【相談支援サービス】

① 計画相談支援

計画相談支援については、2018(平成30年)度に、すべての利用者がセルフプランから計画相談支援事業所による計画作成に移行しています。

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、市内・圏域内に事業所が存在しないこと等から、目標値の設定を行いませんでした。

地域定着支援は、2017(平成29)年度に地域生活支援拠点センターを設置し、地域で生活する障がいのある人で、緊急に支援が必要な事態が生じた時に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

第5期計画の実績は増加傾向であり、介護者不在時の対応へのニーズは高いため、第6期計画の見込量を増加傾向で推計しました。

■ 相談支援サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域密着支援)

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
計画相談支援(年間実利用者数)	333 人	348 人	312 人	320 人	335 人	350 人
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	9 人	10 人	11 人	13 人	14 人	15 人

※ 2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績になります。

※ 単位:人分(1か月当たりの実利用人数)

《指定相談支援を確保するための方策》

- ・障がい福祉サービス利用者が総合的かつ継続的に適切な支援が受けられるように、相談支援事業所と密に情報共有しながら、共同支援に努めます。
- ・地域移行支援の受入れ可能な事業所が開設された時は、相談支援事業所をはじめとする関係機関へ情報提供を行い、スムーズに地域移行が行えるよう支援します。
- ・宮城東部地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点センターの機能の充実を図ります。

(2)地域生活支援事業の必要な量の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態による事業を計画的に実施します。この事業は、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

各事業とも新型コロナウイルス感染症による影響で利用者等の変動が起きていますが、第6期計画では感染症の影響以前の数値に回復し、維持されるものと見込んでいます。

【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むことで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民を対象に、市広報誌やホームページ、出前講座を通じた啓発活動を行います。

《見込量確保のための方策》

- ・市広報誌やホームページ、出前講座を活用し、障がいがある人への理解及び促進を行います。

②自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が、自発的に行う活動を支援します。具体例としては、会議や行事等活動の場の提供等（「そるてい壱番館」の昼食販売）です。

《見込量確保のための方策》

- ・障がい者団体等の活動を支援します。

③相談支援事業

障がい福祉サービスをはじめ、健康、医療、教育、社会参加、余暇活動、権利擁護等に関する情報提供や総合的な相談等を行い、障がいのある人が自立した生活ができるよう支援します。

また、障がい児に関する相談支援として、塩竈市ひまわり園で『ひまわり相談室』事業（専門職による療育相談や所属する幼稚園や保育所（園）、学校への訪問等）を行い、障がい児の保護者などの不安解消及び児童の発達促進の支援を行います。

■ 相談機関等

主な相談内容	相談機関
福祉サービス、障がい福祉全般	① 社会福祉事務所 ② 障がい者福祉相談支援センター「しおーも」 ③ 地域生活支援拠点センター「ふきのとう」 ④ 地域活動支援センター「藻塩の里」
児童の療育相談、発達相談	⑤ ひまわり園

■ 相談事業実施計画（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
障がい者相談支援事業	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所	7 か所
	4,910 件	5,273 件	6,904 件	7,000 件	7,100 件	7,200 件

※2020(令和2)年度は、4月～10月の利用実績の平均より換算した数値です。

《見込量確保のための方策》

- ・相談機関の充実のため、関係機関、事業所と協議し相談先の増設に努めます。
- ・身近な相談支援事業所として、福祉サービス利用者以外にも生活面等における相談や助言を行います。
- ・相談事業所の事業案内やチラシを、福祉事務所はじめ関係機関に設置し周知します。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者及び精神障がい者等のうち、親族が申請できない場合、裁判の申立て及びそれに要する費用を負担します。

■ 成年後見制度利用支援事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
成年後見制度利用支援事業	0人	0人	1人	1人	1人	1人

※ 2020(令和2)年度は、4月～10月の利用実績の平均より換算した数値です。

《見込量確保のための方策》

- ・障がいのある人の権利擁護と成年後見制度の利用の促進を図ります。
- ・窓口成年後見制度に関するパンフレットを設置します。

⑤コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能等に障がいのある人への意思疎通支援として、手話通訳者派遣等の事業を実施します。

なお、2020(令和2)年度の手話通訳者設置事業については、新型コロナウイルス感染症を考慮し、中止としています。

■ コミュニケーション支援事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
手話通訳者派遣事業	1人	10人	7人	2人	2人	2人
手話奉仕員派遣事業	11人	2人	0人	8人	8人	8人
手話通訳者設置事業	18人	17人	0人	20人	20人	20人

※ 2020(令和2)年度は、4月～10月の利用実績の平均より換算した数値です。

※ 単位：人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

- ・一般社団法人宮城県聴覚障害者協会と委託契約し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
- ・手話通訳者奉仕員派遣、手話通訳設置事業では、市に登録している奉仕員を活用します。

⑥日常生活用具給付事業

重度障がいのある人に対し、障がいの種別、程度に応じて、日常生活を容易にする為の用具の給付や助成を行います。

■ 日常生活用具給付事業①（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
日常生活用具給付	1,604 人	1,591 人	1,756 人	1,797 人	1,832 人	1,867 人

■ 日常生活用具給付事業②

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
介護・訓練支援	2 件	4 件	2 件	3 件	3 件	3 件
自立生活支援	4 件	6 件	3 件	5 件	5 件	5 件
在宅療養等支援	22 件	15 件	15 件	18 件	18 件	18 件
情報・意思疎通支援	21 件	10 件	13 件	15 件	15 件	15 件
排泄管理支援	1,555 件	1,556 件	1,721 件	1,755 件	1,790 件	1,825 件
住宅改修費	0 件	0 件	2 件	1 件	1 件	1 件
その他	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績です。

※ 単位:件(1か年当たりの延給付件数)

《見込量確保のための方策》

- ・利用者ニーズや国及び県の動向も考慮しながら、本市で支給出来る適正な日常生活用具の品目を追加し、利用者の希望に沿える給付体制を維持します。
- ・日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対する情報も充実させ、多様な事業者の参入の促進を図ります。

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいがある人との交流活動の促進として、日常会話に必要な手話表現技術の研修や講座を開催し、障がいのある人への支援者や手話奉仕員の養成を図ります。

■ 手話奉仕員養成研修事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
手話奉仕員養成研修受講者数	0 人	0 人	0 人	5 人	5 人	5 人

《見込量確保のための方策》

- ・一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会へ研修事業を委託し、手話奉仕員の養成と、手話奉仕員登録者の勧奨に努めます。
- ・手話奉仕員への研修会を開催します。

※手話奉仕員は、市に登録し、手話奉仕員として活動することを条件としています。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■ 移動支援事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
移動支援	20 か所	21 か所	20 か所	22 か所	24 か所	26 か所
	602 人	477 人	326 人	400 人	450 人	500 人
	837 時間分	761 時間分	526 時間分	600 時間分	700 時間分	800 時間分

※ 2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績の平均になります。

※ 単位:か所(実施事業所数)、人(1か年当たりの延利用人数)、時間分(延利用時間)

《見込量確保のための方策》

- ・実施事業所数は横ばいですが、対応できるガイドヘルパーの減少により、利用したい時に利用できない場合もあります。居宅サービス事業所の協力を得ながら、利用者の障がいの特性に応じたガイドヘルパーを派遣できる体制を維持していきます。
- ・事業所への情報提供を充実させ、市内圏域の事業所の登録を推進していきます。
- ・障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、事業内容の周知や計画相談支援事業所をはじめとする各関係機関への情報提供に努めます。

⑨地域活動支援センター

塩竈市では、委託により、地域活動支援センター「藻塩の里」を運営しています。障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加への促進と生活支援等を行います。

■ 地域活動支援センター（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
地域活動支援センター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	2,566 人	2,137 人	1,400 人	1,950 人	2,340 人	2,600 人

※ 2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績の平均になります。

※ 単位:か所(実施事業所数)、人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

- ・社会福祉法人嶋福社会に運営を委託し、関係機関への情報提供及び連携を強化し、サービスの向上に努めます。
- ・市の広報誌等により、地域活動支援センターでの活動内容を市民に周知します。

【任意事業】

①訪問入浴サービス

在宅では入浴が困難な障がいのある人に対し、自宅を訪問し、訪問入浴車による入浴サービスを行います。

■ 訪問入浴サービス（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
訪問入浴	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	130 人	107 人	98 人	100 人	130 人	160 人

※ 2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績の平均になります。

※ 単位:か所(実施事業所数)、人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

・利用者の希望に沿ったサービスの提供が図れるよう、支援体制の整備に努めます。

②日中一時支援事業

障がいのある人に、日中活動の場を提供し、日常的に介護を行っている家族に一時的な休息の時間を提供します。

■ 日中一時支援事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
日中一時支援	24 人	62 人	12 人	30 人	36 人	42 人

※ 2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績の平均になります。

※ 単位:人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

・日中一時支援事業を提供している事業者と連携し、利用者の希望に添ったサービス提供ができる体制を確保します。

③巡回支援専門員整備事業

臨床心理士又は療育支援員が市内保育所等への巡回するものです。障がいの早期発見・早期対応に努め、ケースに応じた適切な関係機関、専門機関につなぐ等の支援を行います。

■ 巡回支援専門員整備事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
巡回支援専門員整備事業	58	72	53	75	75	75

※ 2020(令和2)年度は、4月～10月の利用実績の平均になります。

※ 単位：人(1か年当たりの延利用人数)

《見込量確保のための方策》

- ・発達に課題がある児童は増加傾向で、特性は異なるため、一人一人に合った支援を行ってきます。
- ・対象児童が集団生活に適応できるよう、所属機関と連携を図りながら、支援体制を構築していきます。

④スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障がいのある人がスポーツを楽しみながら交流し、健康を維持できるよう、スポーツを通じて体力の増強や一般市民と障がいのある人同士の交流、余暇活動の質の向上に資するため、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

■ スポーツ・レクリエーション教室開催事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
スポーツ・レクリエーション 教室	24 回	18 回	2 回(※)	18 回	24 回	24 回
	535 人	421 人	20 人	350 人	400 人	450 人

※ 2020(令和2)年度は、4月～10月の利用実績の平均になります。

※ 単位：回(1か年当たりの開催回数)、人(1か年当たりの延利用人数)

(※)2020(令和2)年度のスポーツ・レクリエーション教室開催事業については新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、2回の開催となりました。

《見込量確保のための方策》

- ・NPO法人塩釜市体育協会等と連携し、障がいの特性に合わせた種目の設定や指導員の確保により、利用者が継続して楽しく教室に参加できる体制を維持します。

⑤声の広報発行事業

視覚障がいのため、情報入手が困難な身体障害者手帳3級以上の人に、市の広報誌をCD等に録音し行政情報等を提供します。

■ 声の広報発行事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
声の広報発行(回数)	12回	12回	14回	12回	12回	12回

※ 2020(令和2)年度は、4月～10月の利用実績の平均になります。

※ 単位:回(1か年当たりの発行回数)

《見込量確保のための方策》

・朗読ボランティア団体「みなと虹の会」の協力を得ながら、継続して発行できる体制を維持します。

⑥自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の運転免許取得及び身体に障がいのある人が自らが有し、運転する自動車の手動装置等の改造にかかる費用の一部を助成します。

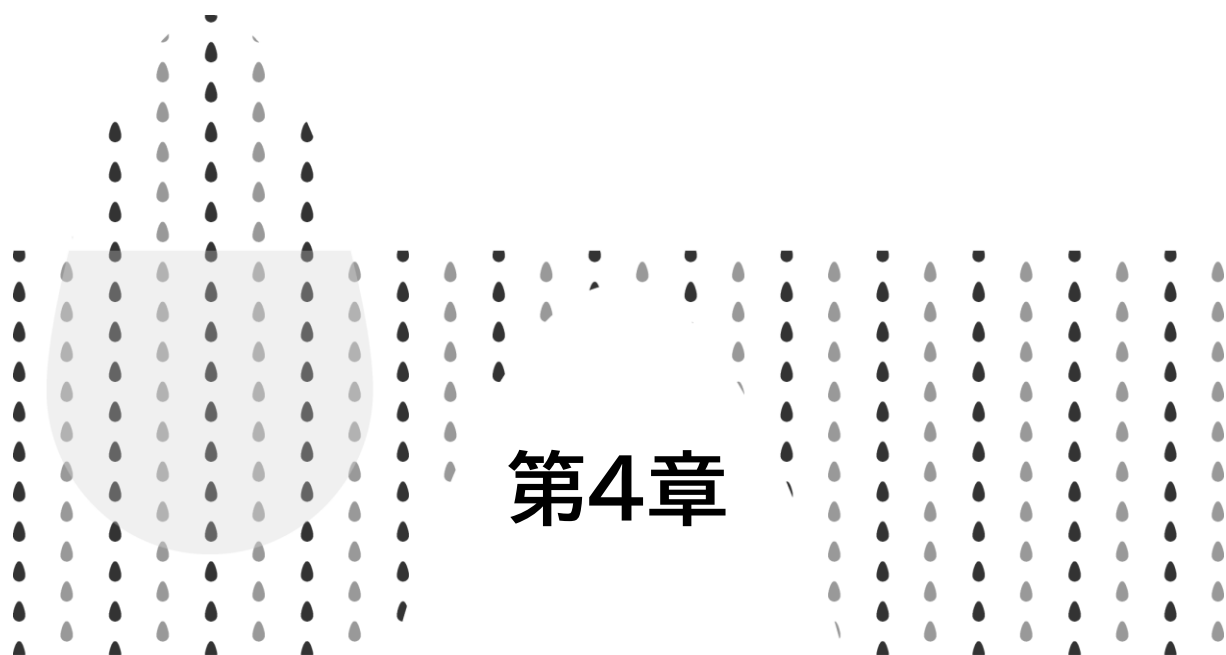
■ 自動車運転免許取得・改造助成事業（年間数値）

サービス内容	第5期利用実績			第6期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
自動車運転免許取得・改造助成	5人	3人	4人	2人	3人	3人

※ 単位:人(1か年当たりの実助成人数)

《見込量確保のための方策》

・今後も、必要な人が適切にサービスを利用できるよう、各種サービス・制度の周知を図ります。



第4章

第 2 期塩竈市 障がい児福祉計画

第4章 第2期塩竈市障がい児福祉計画

1 第1期塩竈市障がい児福祉計画成果目標の達成状況

障がいのある児童の通所支援等に向けて、地域の実情を踏まえて設定した、第1期塩竈市障がい児福祉計画の成果目標の達成状況は次のとおりです。

なお、本章において、「第1期塩竈市障がい児福祉計画」を以下「第1期計画」とし、「第2期塩竈市障がい児福祉計画」を「第2期計画」と表記します。

(1) 保育所等訪問支援の充実

《国が示した成果目標》

2020(令和2)年度末までに各市町村又は圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

《本市の実績》

圏域内において、保育所等訪問支援事業所が設置され、利用できる状況であり、目標を達成しています。

■ 保育所等訪問支援の充実目標

項 目	目標値	成果実績 (達成率)	考 え 方
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	1か所 設置	1か所 (100%)	圏域内、利府町「利府こども発達センター」において整備済み

(2) 児童発達支援センターの設置

《国が示した成果目標》

2020(令和2)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

《本市の実績》

圏域内に、児童発達支援センターが設置されており、目標を達成しています。

■ 児童発達支援センターの設置目標

項 目	目標値	成果実績 (達成率)	考 え 方
2020(令和2)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所 (100%)	圏域内、利府町における児童発達支援センター整備済み

(3)重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の確保

《国が示した成果目標》

2020(令和2)年度末までに、各市町村又は圏域に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所設置することを基本としています。

《本市の実績》

圏域内に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が設置されており、目標を達成しています。

■重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置目標

項 目	目標値	成果実績 (達成率)	考 え 方
2020(令和2)年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	1か所 (100%)	圏域内、利府町「つなぐ利府」において整備済み
2020(令和2)年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	1か所 (100%)	圏域内、利府町「つなぐ利府」において整備済み

(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

《国が示した成果目標》

2018(平成30)年度末までに、関係機関が連携を図るための協議の場を設置することや、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を基本としています。

《本市の実績》

本市または圏域においても、協議の場やコーディネーターの設置には至っておりません。引き続き設置へ向けて検討する必要があります。

■保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置目標

項 目	目標値	成果実績 (達成率)	考 え 方
2018(平成30)年度末までに保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	未設置 (0%)	2020(令和2)年度末までに設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上 配置	未配置 (0%)	2020(令和2)年度末までに配置

2 障がい児通所支援等の利用状況

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が増加傾向で推移しており、第1期計画期間における計画値を大幅に上回る実績となりました。また、保育所等訪問支援は横ばいとなっています。障がい児相談支援は新規相談者の対応などにより、年々増加傾向で推移しています。

■ 障がい児通所支援等の利用状況（1 か月あたりの延べ利用人数）

サービス名称	2015 年度 (H27 年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)
児童発達支援	13	17	23	25	27
放課後等デイサービス	47	65	68	80	79
保育所等訪問支援	2	3	3	2	2
障がい児相談支援 (利用実人数)	49	82	108	120	121

「国民健康保険連合会給付実績」より

3 第 2 期塩竈市障がい児福祉計画の成果目標

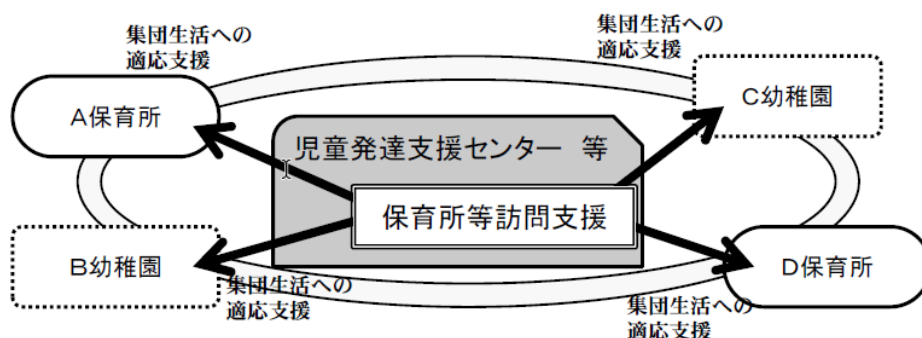
(1)児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

《国が示す基本指針》

2023（令和5）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置すること、また全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

《第2期計画の目標》

圏域内、利府町「利府こども発達センター」が設置されたことで、目標は達成されましたが、本市においても、障害児通園事業施設（塩竈市ひまわり園）等、既存事業所の児童発達支援センター機能の検討及び協議等を行いながら、更なる整備を進めてまいります。また、保育所等訪問支援は、近隣事業所の利用が可能となっており、保育所（園）児童、幼稚園児、小、中、高等学校生が利用しています。



厚生労働省 保育所等訪問事業のイメージ図

■ 児童発達支援センターの設置目標

項 目	目標値	考 え 方
2023（令和5）年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所 （設置済み）	圏域内、利府町「利府子ども発達センター」において構築済み
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	1 か所 （設置済み）	圏域内、利府町「利府子ども発達センター」において構築済み

(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

《国が示す基本指針》

2023(令和5)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は圏域に少なくとも1か所設置することを基本としています。

《第2期計画の目標》

圏域内の利府町に事業所が設置されています。今後も利用者が身近な地域で支援が受けられるよう、関係機関と連携し支援に努めてまいります。

■主に重症心身障がい児を支援する障害児通所施設の設置目標

項 目	目標値	考 え 方
2023(令和5)年度末時点の児童発達支援事業所の設置数	1か所	圏域内、利府町「つなぐ利府」において整備済み
2023(令和5)年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	圏域内、利府町「つなぐ利府」において整備済み

(3)医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

《国が示す基本指針》

医療的ケアが必要な児童が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、2023(令和5)年度末までに、関係機関が連携を図るための協議の場を設置すること、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

《第2期計画の目標》

第1期計画より継続した目標となっておりますが、本市において協議の場の設置やコーディネーターの配置には至っておりません。引き続き、保健、医療、福祉、保育、教育等の関連機関及び圏域も含め、協議を進めながら、医療的ケア児への支援の検討を行います。

■保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置目標

項 目	目標値	考 え 方
2023(令和5)年度末までに関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	2023(令和5)年度末までに設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上配置	2023(令和5)年度末までに設置

4 障がい児通所支援等の必要な量の見込み

① 児童発達支援

全国的に早期療育の必要性やニーズが高まっており、1～2歳児からの利用が増加傾向にあります。また、最近では、保育所（園）や幼稚園に所属しながらサービスを利用し、個別支援計画のもと、本人に合わせた基本的な生活指導や集団生活への適応訓練等の療育支援を受ける、併用利用が増加しています。

2020（令和2）年度、児童発達支援事業所が圏域内に2か所新設され、圏域内の児童発達支援事業所は4か所となりました。今後も早期療育の為、保育所（園）や幼稚園との併用利用のニーズは高まるとし、第2期計画の見込量は増加傾向としました。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障がいがある児童に対し理学療法等の機能訓練や、医療的管理に基づいた支援や治療を行います。併せて、日常生活における適切な習慣を確立させるための基本的な動作の指導や、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行います。

現在、本市で利用している児童はおらず、近隣に実施事業所ありませんが、医療的ケア児の地域移行は促進されているため、ニーズは高まると見込んでいます。

③放課後等デイサービス

小・中・高等学校に在籍する障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。本市においても利用ニーズは高く、さらに、保護者の就労形態や発達障がい児の増加により、放課後児童クラブと併用利用している児童は増加しています。

圏域内では放課後等デイサービス事業所が毎年新設されているから、今後も利用ニーズが高まっていくことを考慮し、第2期計画の見込量は増加傾向としました。

④保育所等訪問支援

障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう、対象児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に支援を行うものです。児童の集団生活への適応のために、療育の専門員が普段通所している場所に訪問し、本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）、訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法の指導等）を行います。

利用している児童は、主に半年～1年に1回程度の利用となっているため、月平均の実績では低いように見えますが、全国的に発達に課題のある児童は増加している現状を踏まえ、第2期計画の見込量は増加傾向としました。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児や医療的ケア児等、重度の障がいをもつ児童で、児童発達支援や医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。支援者が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や社会生活への適応性を高める知識技能の付与等の支援を行います。

現在、本市で利用している児童はおらず、近隣に実施事業所ありませんが、医療的ケア児の地域移行は促進されているため、ニーズは高まると見込んでいます。

⑥障がい児相談支援

障がい児相談支援においても、2018（平成30）年度に、すべての利用児童に対し、セルフプランから計画相談支援事業所による計画作成に移行しました。今後も、発達障がい児の増加や医療的ケア児の地域移行の推進を考慮し、第2期計画の見込量は増加傾向としました。

■ 障がい児への支援

サービス内容	第1期利用実績			第2期目標値		
	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
児童発達支援	25 人	27 人	27 人	30 人	30 人	30 人
	242 人日分	277 人日分	250 人日分	300 人日分	300 人日分	300 人日分
医療型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	12 人日分
放課後等デイサービス	80 人	79 人	83 人	85 人	88 人	90 人
	881 人日分	891 人日分	952 人日分	950 人日分	1000 人日分	1000 人日分
居宅訪問型児童発達支援	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
	- 人日分	- 人日分	- 人日分	- 人日分	- 人日分	- 人日分
保育所等訪問支援	2 人	2 人	1 人	3 人	3 人	3 人
障がい児相談支援	120 人	121 人	115 人	120 人	130 人	130 人

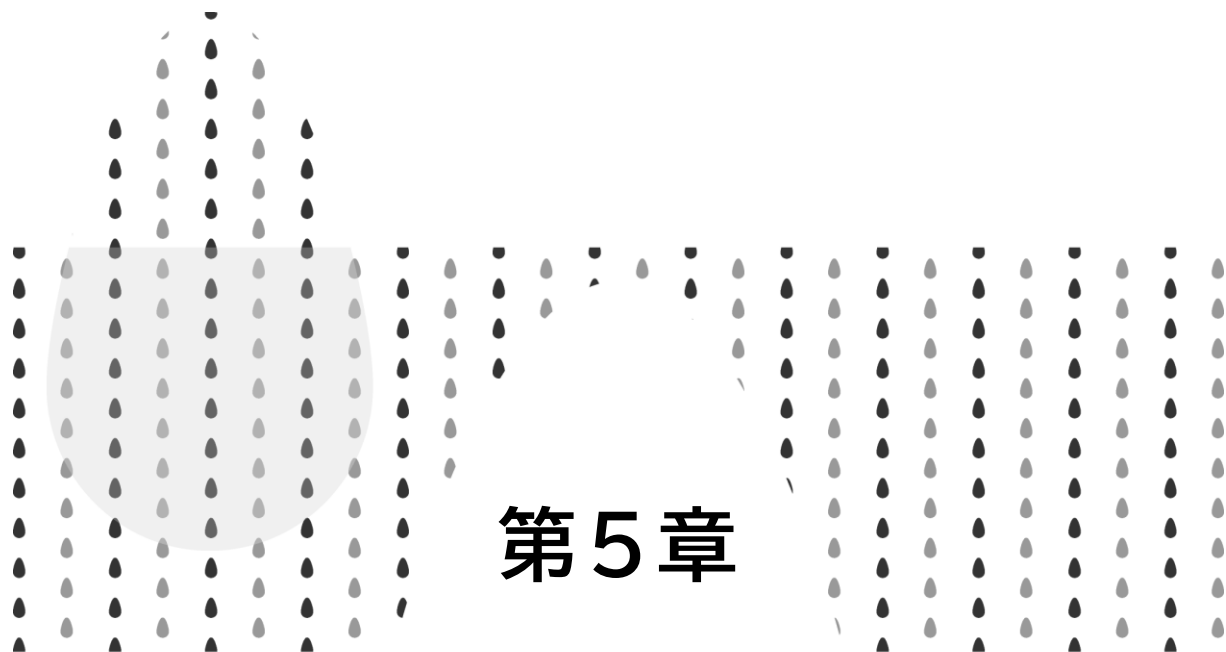
※ 2020(令和 2)年度は、4月～10 月の利用実績の平均になります。

※ 単位：人(1か月当たりの実利用人数)、時間(1か月当たりの延利用時間)

【障がい児通所支援サービス見込量を確保するための方策】

- ・児童発達支援や放課後等デイサービスについて、早期療育や療育指導の継続を促し、保護者の勤務形態や家族構成も考慮しながら、適切なサービス利用を推進していきます。
- ・保育所等訪問については、対象児童が集団生活に適應できるよう、所属機関とも連携を図りながら、推進していきます。

- ・在宅の重症心身障がい児が利用する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の開設を推進します。
- ・現在圏域には医療型児童発達支援や居宅訪問型児相発達支援を実施する事業所はありませんが、県と連携し、事業所の開設や受け入れ体制の整備に努めます。
- ・相談支援の質の向上と充実のため、相談支援専門員の研修会等へ参加を促進していきます。
- ・各関係機関との連携を強化し、対象児童と保護者に適切な療育案内を行います。
- ・ホームページやパンフレットを活用し、分かりやすい情報提供を図っていきます。



第5章

計画の推進について

第5章 計画の推進について

1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な提供

(1)制度の周知

国は、地域における共生社会の実現に向け、障害者基本法や障害者総合支援法の改正をはじめとする障がい福祉制度の制定や改正が進めており、利用者が適切にサービスを利用していくうえで、制度への理解を深めることは大変重要です。

制度の実施にあたり、市の広報誌やホームページをはじめ、窓口、訪問調査等、様々な機会を通じて、制度の周知や啓発活動を行います。

また、相談支援事業所やサービス事業所への情報提供を図り、円滑な事業執行やサービスの提供を実施します。

(2)障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の適正化

障がい福祉サービスや障がい児通所支援における障がい者自立支援給付費負担金・障がい児入所給付等負担金（以下「給付費」とする。）については、サービス受給者への自立支援のために真に必要とするサービスを、事業者が適正に提供することが基本となります。給付費の適正化を図ることは不適切な給付を削減して、給付費の増大を抑制し、利用者に対しても適切なサービスの供給が確保されます。

障がい福祉サービスの提供にあたり、障がい支援区分認定調査の適正化を図るほか、計画相談支援や障がい児相談支援が利用者の自立に資するサービスとなるよう、相談支援専門員の定期的なモニタリングを通し、アセスメント及びマネジメントを行い、必要に応じて計画の変更を行う等、サービス等利用計画や障がい児支援利用計画の点検を強化していきます。

また、事業者に対しては、宮城県と連携し利用者の状態に応じて適正にサービスが提供されているか、不適切な請求がされていないか等の観点から調査し、必要な指導を行います。

(3)相談支援体制及び障がい児相談支援の充実

障がいのある人が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、適切な障がい福祉サービス等の提供の他、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。障がいのある人や家族が抱える複合的な課題を把握し、マネジメントしながら適切な保健、医療、福祉サービスに繋げる等、各種関係機関や相談支援事業所、基幹相談支援センター等との連携に努めます。

また、障がい児相談支援は児童の障がいの早期発見、早期療育に繋げていくためにも、発育や発達に不安を感じる段階から障がいのある子どもや親に対する継続的な相談支援を行い、関係機関へ繋ぐ重要な役割を担っています。このためにも、障がい児相談支援の質の確保及び向上を図り、きめの細かい良質な療育体制が図られるよう、相談支援事業所をはじめとした関係機関との連携・強化を図っていきます。

2 計画の推進体制と進行管理

(1) 県・関係機関との連携強化

障がい福祉サービス等の提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等に当たっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

(2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置

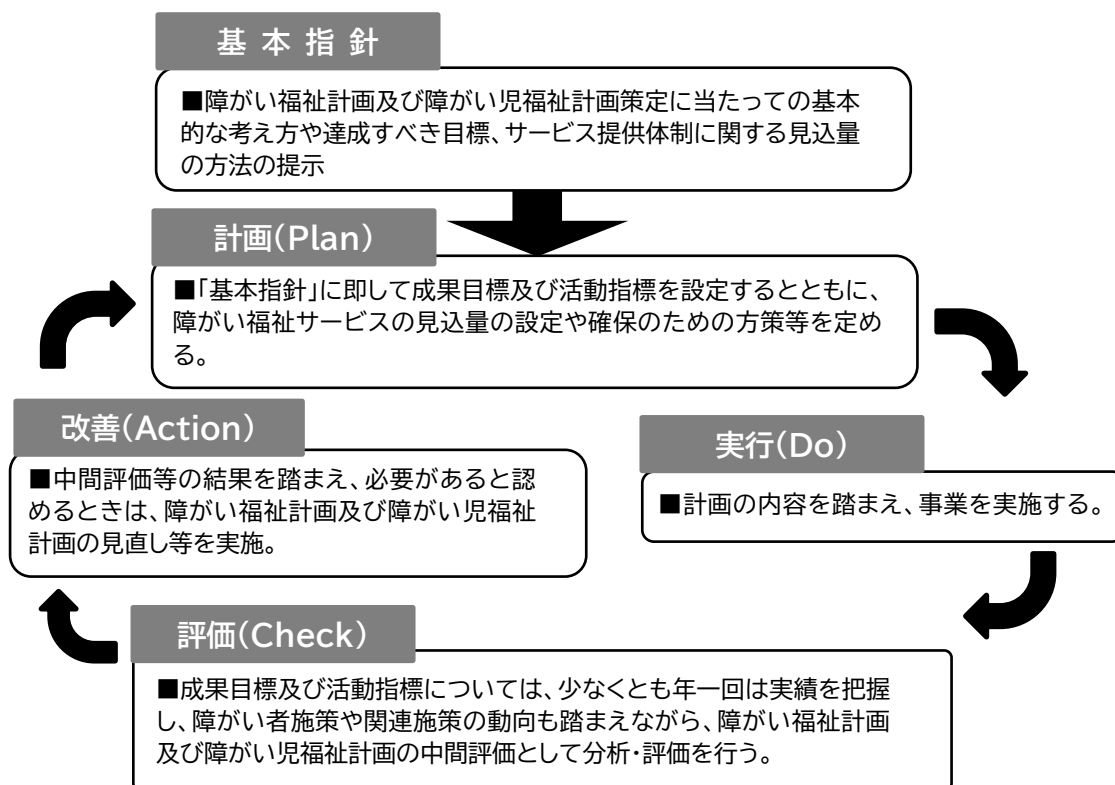
障がい者・障がい児福祉の施策について、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に実施するために、学識経験者をはじめ地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者からなる「塩竈市障がい者福祉推進委員会」を設置しています。

障がい福祉計画や障がい児福祉計画の進捗管理と評価又は見直しなどの重要な事項については、本委員会の意見を基に適切な事業の実施に努めます。

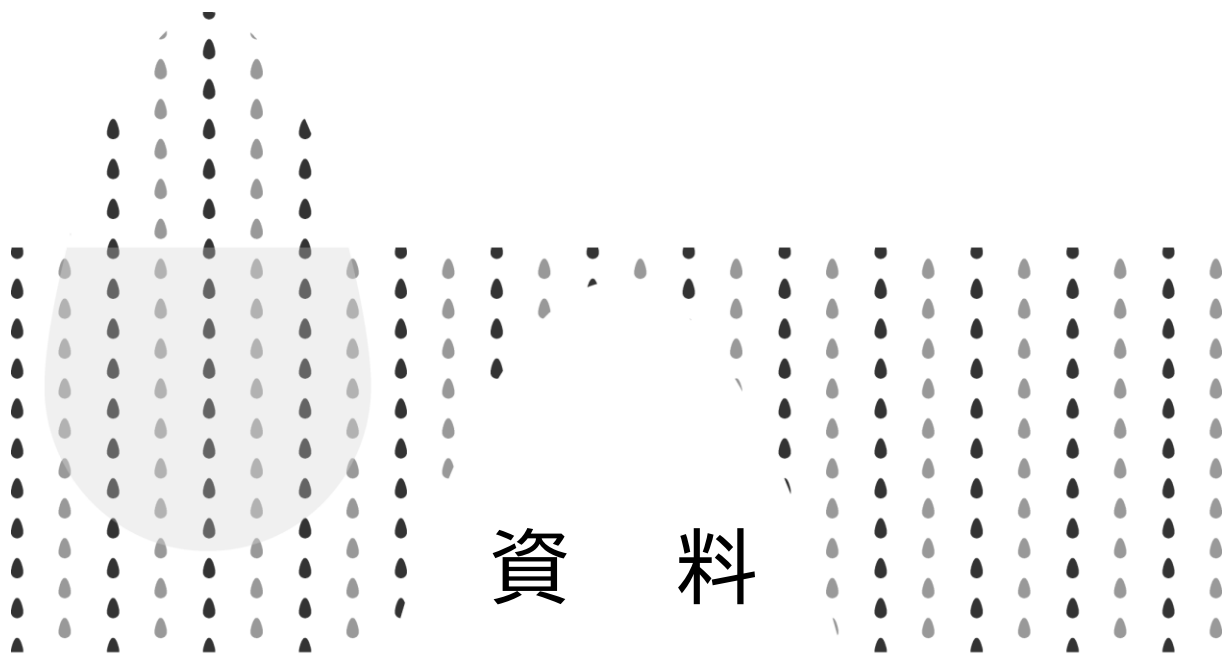
(3) 本計画における進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを循環させながら、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3年間の計画期間で実績把握を行い、分析・評価を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

■ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



厚生労働省社会「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」より



1 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置について

(1)塩竈市障がい者福祉推進委員会設置条例(平成 29 年条例第 18 号抜粋)

(設置)

第 1 条 障がい者プラン及び障がい者の福祉に関する重要事項を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、塩竈市障がい者福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において「障がい者プラン」とは、市が策定する次に掲げる計画をいう。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者プランに関すること。
- (2) その他市長が障がい者の福祉に関し必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第 4 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上又は会議を通じて知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2)塩竈市障がい者福祉推進委員会 委員名簿(令和3年3月31日現在)

区分	氏名	所属など
地域福祉関係	遠藤 仁	塩釜市社会福祉協議会
障がい者関係	本多 秀次	塩竈市身体障害者福祉協会
	五島 信子	塩釜市手をつなぐ育成会
	加藤 富子	塩釜市精神障がい者家族会 東雲会
教育関係	久光 靖男	宮城県立利府支援学校
事業所関係	島 知由	社会福祉法人 嶋福祉会
	山川 瑞芳	社会福祉法人 あしたば福祉会
	高橋 繁夫	認定 NPO 法人 さわおとの森
法律関係	阿部 奈加子	塩釜人権擁護委員協議会
医療関係	佐藤 賢一	菅野愛生会 緑ヶ丘病院
行政関係	瀧澤 仁史	塩釜公共職業安定所
	赤坂 明美	宮城県仙台保健福祉事務所
その他	千葉 伸彦	東北福祉大学
	阿部 明	市民代表

(3) 塩竈市障がい者福祉推進委員会での検討経過

委員会名	開催日	協議事項
令和 2 年度 第 1 回委員会	令和 2 年 12 月 11 日	・第3期塩竈市障がい者プランの中間報告について ・塩竈市障がい福祉の状況と取組について ・「第6期塩竈市障がい福祉計画」及び「第2期塩竈市障がい児福祉計画」について
令和 2 年度 第 2 回委員会	令和 3 年 3 月 3 日	・第1回委員会でのご意見について ・「第6期塩竈市障がい福祉計画」及び「第2期塩竈市障がい児福祉計画」素案について
令和 2 年度 第 3 回委員会	令和 3 年 3 月 12 日	・第2回委員会でのご意見及びパブリックコメントのご意見について ・「第6期塩竈市障がい福祉計画」及び「第2期塩竈市障がい児福祉計画」最終案について

2 障がい者福祉計画策定に係るアンケート調査結果報告書

(アンケート調査結果の一部を抜粋し掲載します。)

(1)調査の概要

1 調査の目的

塩竈市では第6期塩竈市障がい福祉計画及び第2期塩竈市障がい児福祉計画の策定に向けた取り組みとして、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためアンケート調査を実施しました。

2 調査対象

調査の対象者は、市民の中から、市人口に対する男女の割合及び年齢別割合を参考に、下表のとおり無作為に抽出しました。(令和2年8月1日現在)

3 調査期間

令和2年8月14日～令和2年9月11日

4 調査方法

調査票の郵送による配布・回収

5 調査数及び回収状況

調査数

障がい種別	対象者数 (総数)	対象抽出割合 %	調査数	回答数	回答率 %
身体障がい	2,241	25	561	305	54.4
知的障がい	456	25	114	50	43.9
精神障がい	420	25	105	44	41.9
手帳を所持しない難病等	5	100	5	3	60.0
発達障がいのある児童等	37	100	37	13	35.1
一般市民	50,636	0.3	152	51	33.6
計	53,795		974	466	47.8

※手帳所持者：3,117名(令和2年3月31日現在)

住民基本台帳人口：53,795名(令和2年6月末日現在)

6 調査結果の表示方法

設問により、無回答もありましたが、総回答数に対する割合として結果を示しています。

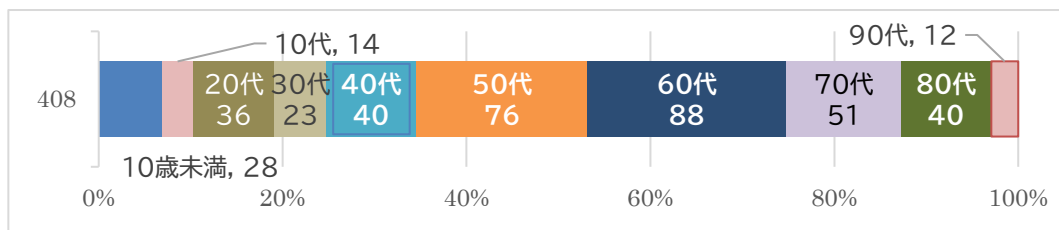
アンケート調査結果(一部抜粋)

～障がいのある人～

現在の状況について

(1)回答者の年齢について(令和2年8月1日現在)

●60代が88人と最も多く、次いで50代が76人、70代が51人となっている。



(2)現在一緒に暮らしている人について

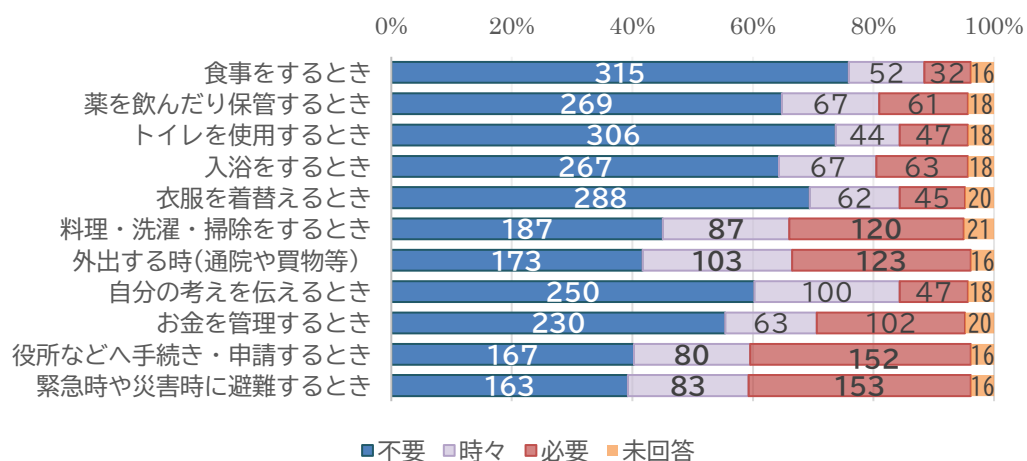
●父母・祖父母・兄弟が157人と最も多く、次いで配偶者が136人、子が100人となっている。一方、1人で暮らしている方は72人であった。



※グループホーム、福祉施設等を利用している方は「1人」としている。

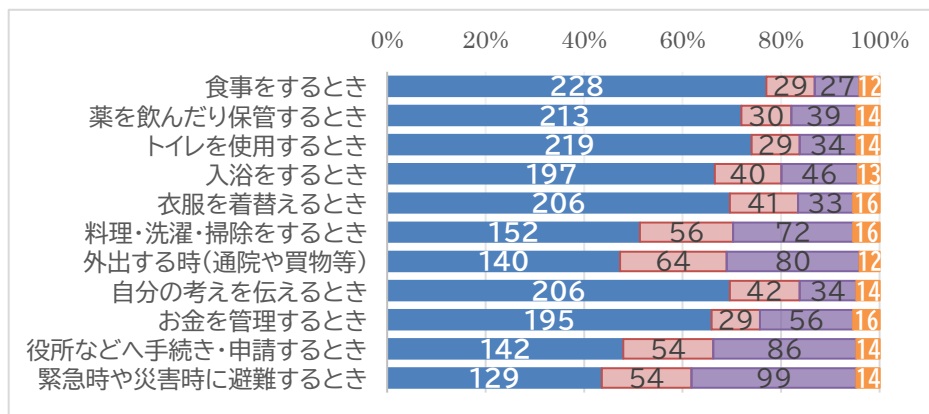
(3) 日常生活の中で必要な支援について

●「外出する時(通院や買物等)」、「役所などにおける手続き」、「緊急時や災害時に避難するとき」が全部の支援を必要とする方が多くを占める。

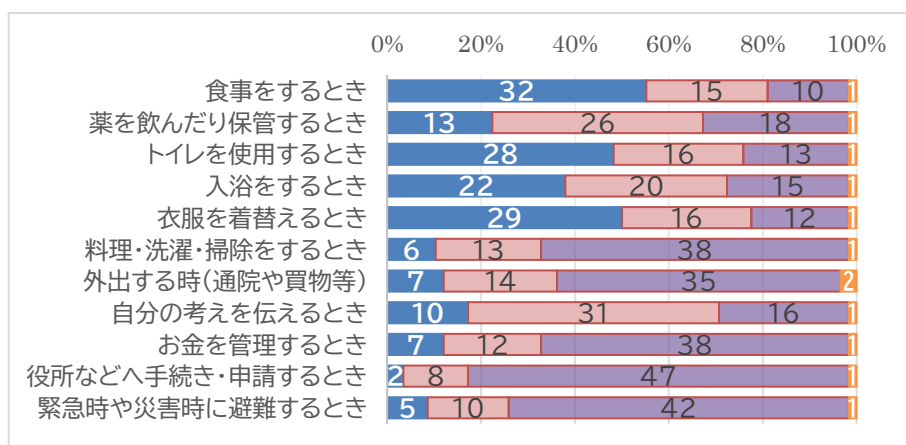


【障がい別】

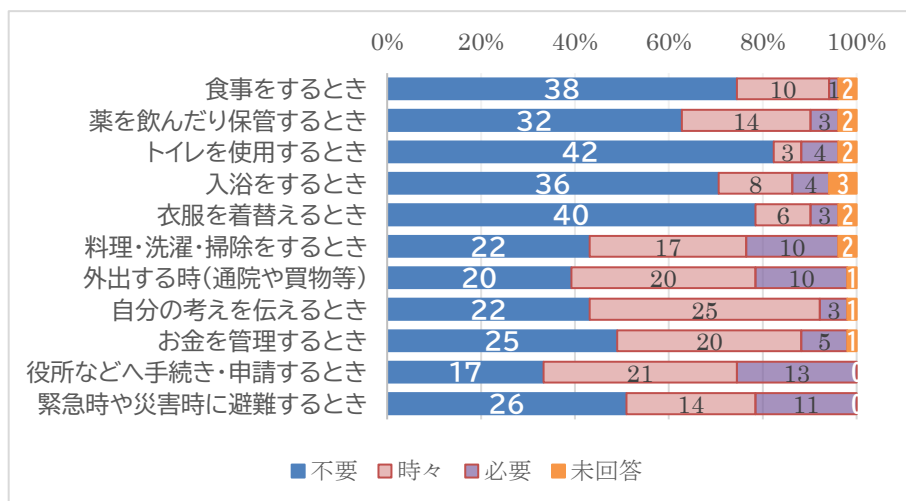
身 体



知 的



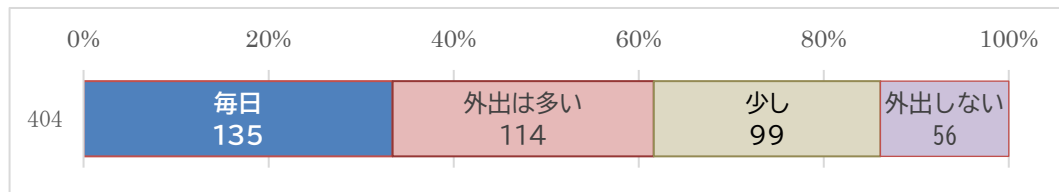
精 神



住まいや暮らし、日中活動について

(4) 1週間の外出頻度について

- 「毎日外出する」が135人と最も多く、次いで「外出は多い」が114人となっている。

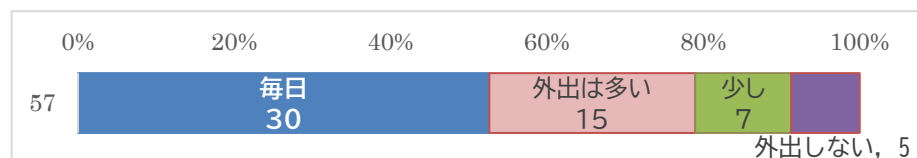


【障がい別】

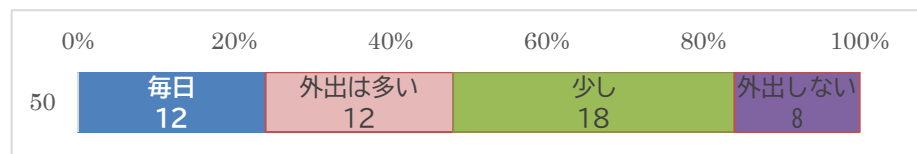
身 体



知 的

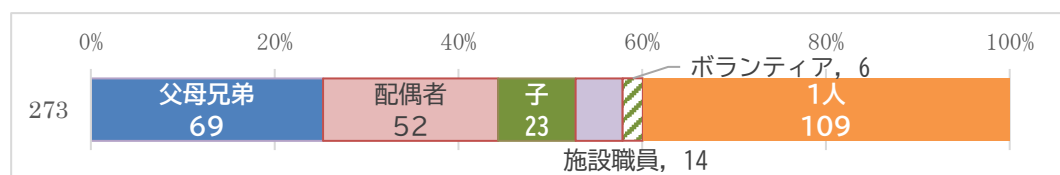


精 神



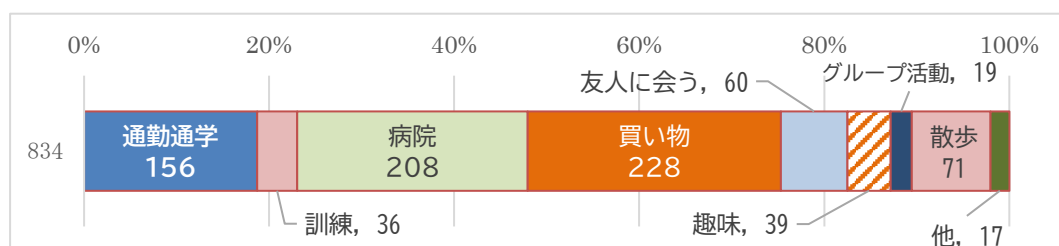
(5) 外出する際の同行者について

- 「1人」が109人と最も多く、次いで「父母兄弟」が69人、「配偶者」が52人となっている。



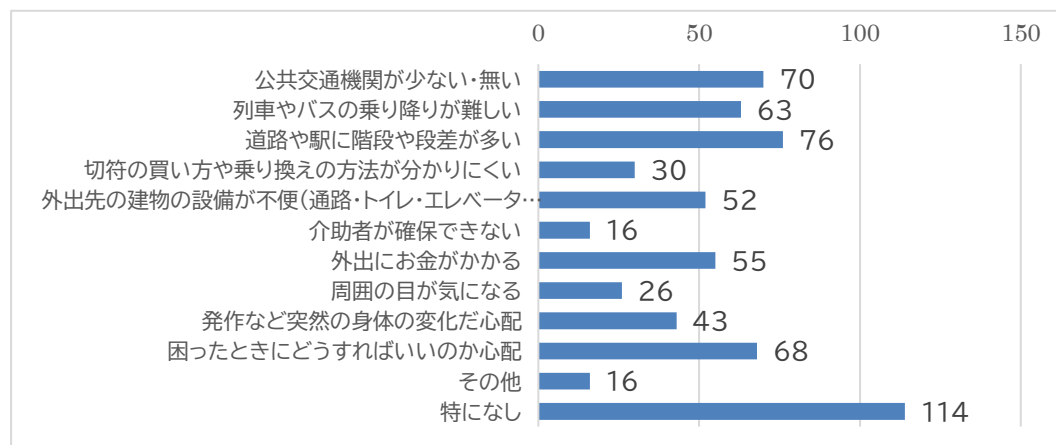
(6) 外出の目的について

- 「買い物」が228人と最も多く、次いで「病院」が208人、「通勤通学」が156人となっている。



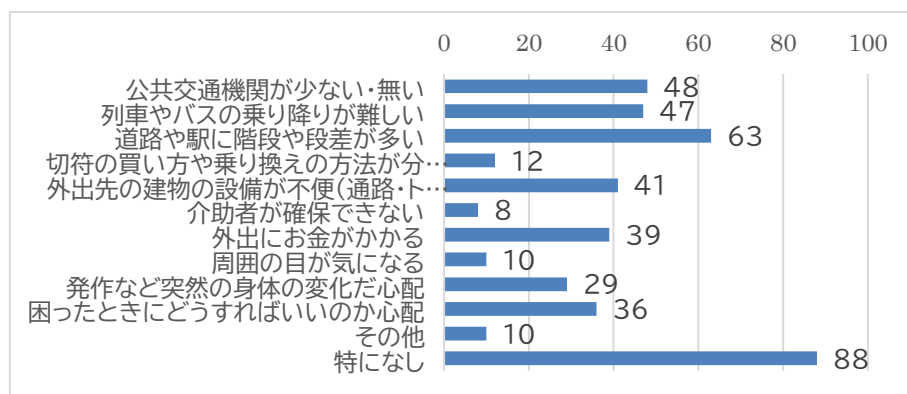
(7) 外出する時に困ることについて

- 「道路や駅に階段や段差が多い」が76人と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない」が70人となっている。一方、「特になし」は114人であった。

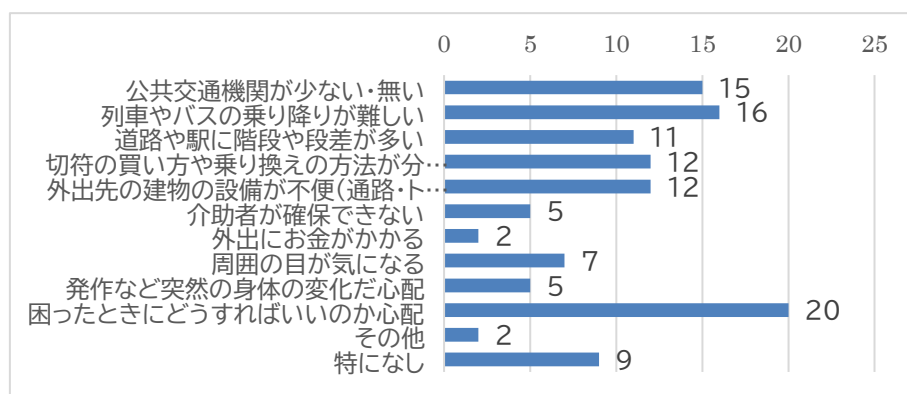


【障がい別】

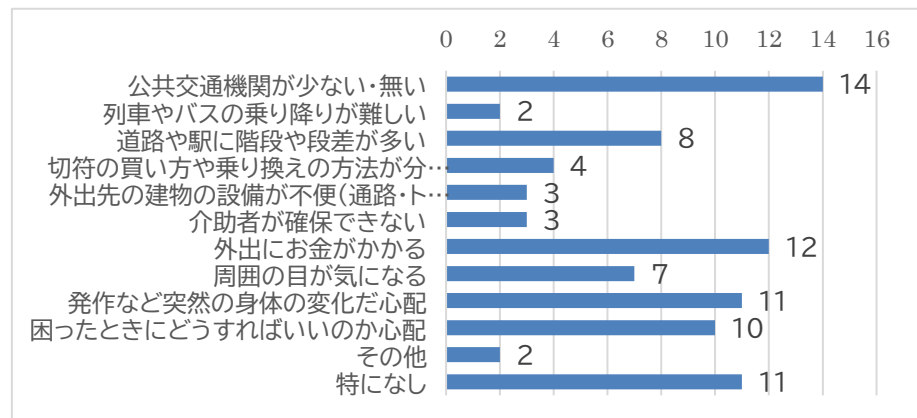
身 体



知 的

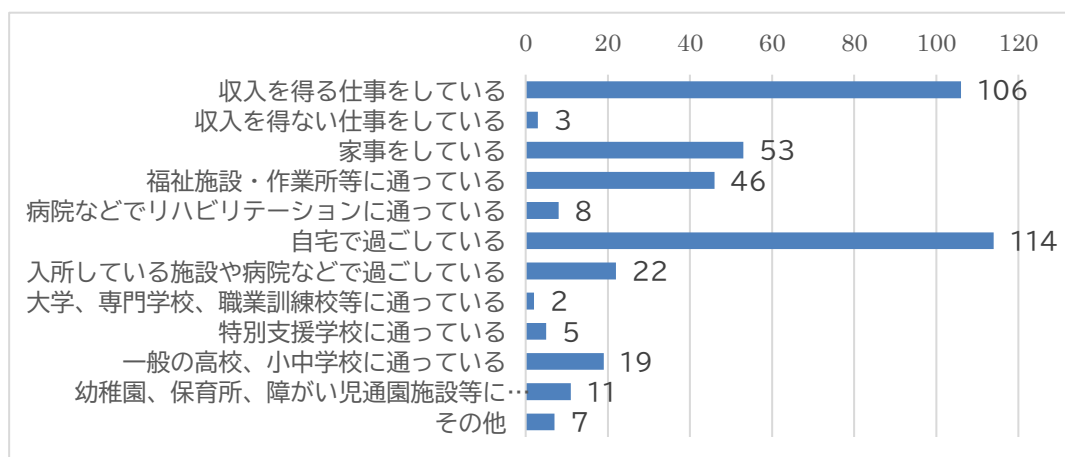


精 神



(8) 平日、日中の過ごし方について

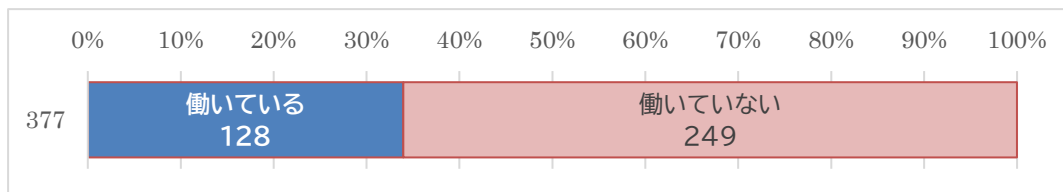
- 「自宅で過ごしている」が114人と最も多く、次いで「収入を得る仕事をしている」が106人となっている。



就労について ※18歳以上の方のみ

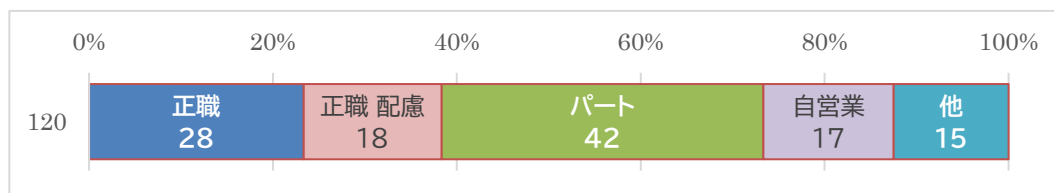
(9) 現在の就労について

- 「働いている」が128人で、「働いていない」が249人となっている。



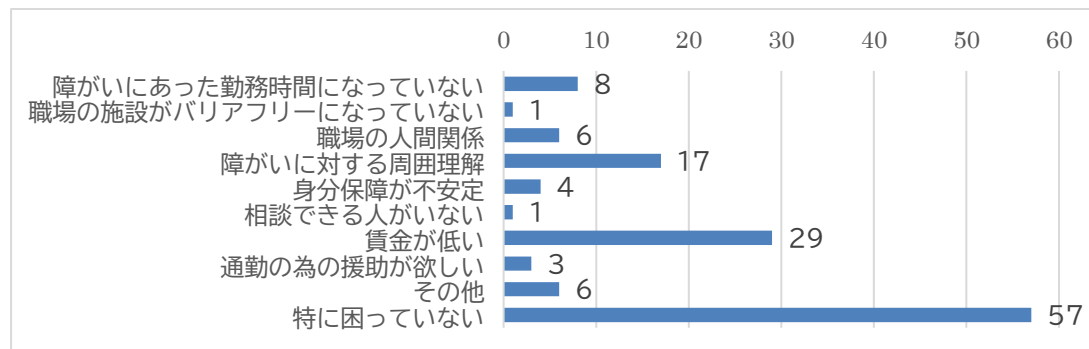
(10) 就労の条件について

- パートが42人と最も高く、次いで正職が28人となっている。



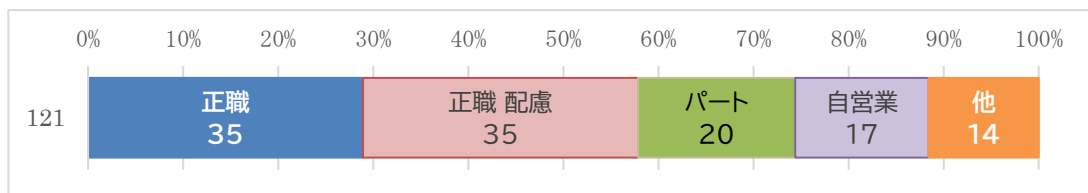
(11) 現在仕事を続ける上で、困っていることについて

- 「特に困っていない」が57人と最も多く、次いで「賃金が低い」が29人となっている。



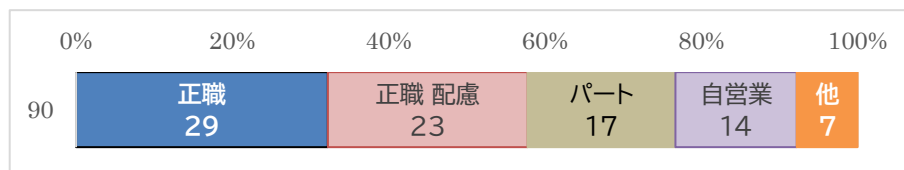
(12) 将来、希望する働き方について

●正職と正職配慮がそれぞれ 35 人と最も多く、次いでパートが 20 人となっている。

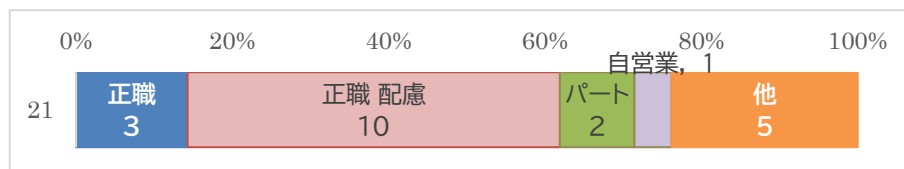


【障がい別】

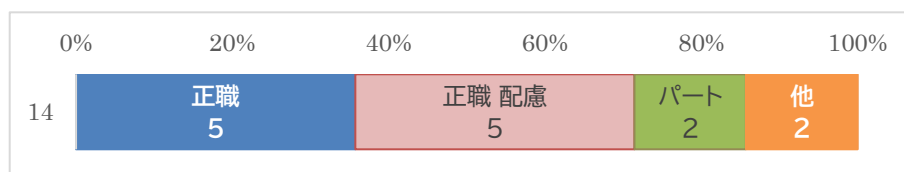
身 体



知 的

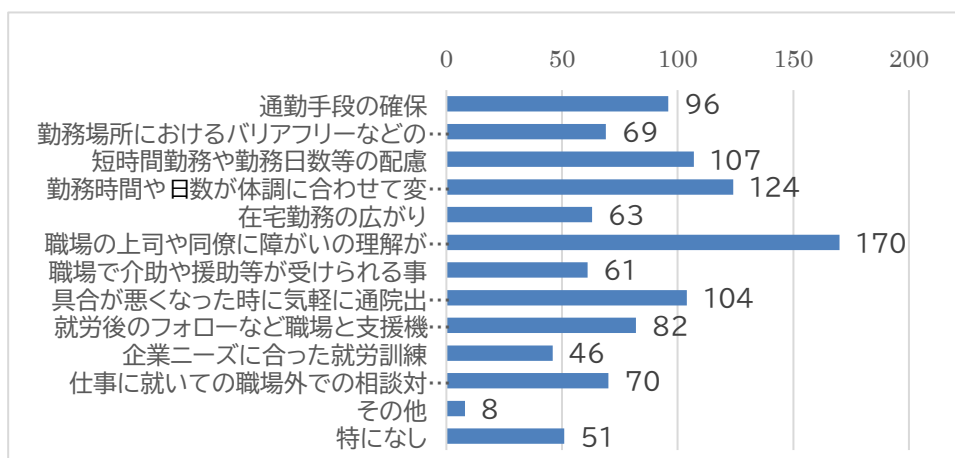


精 神



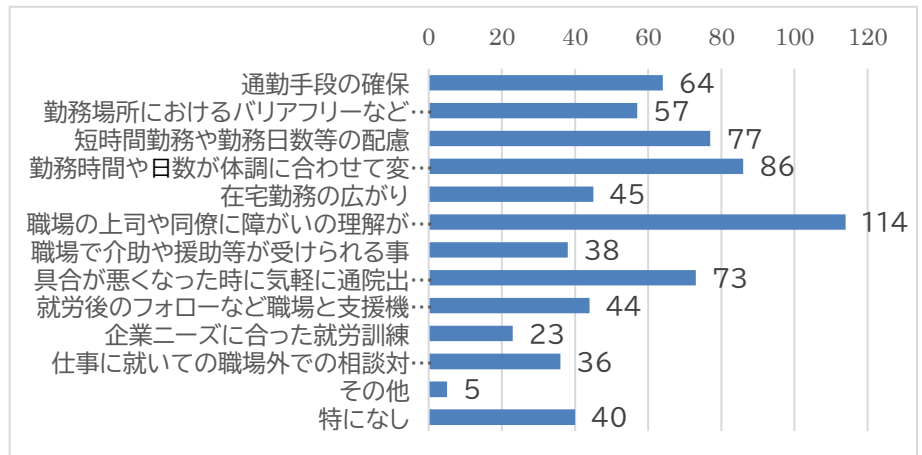
(13) 障がい者の就労支援として、必要だと思うことについて

●「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 170 人と最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 124 人となっている。

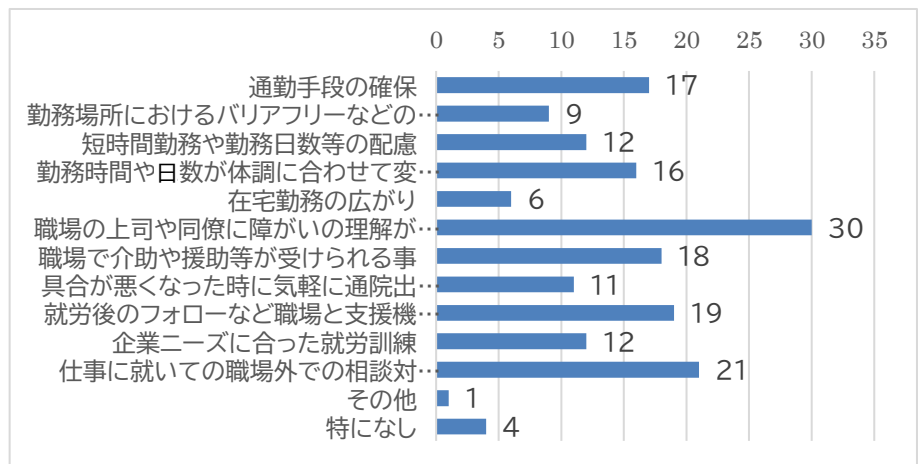


【障がい別】

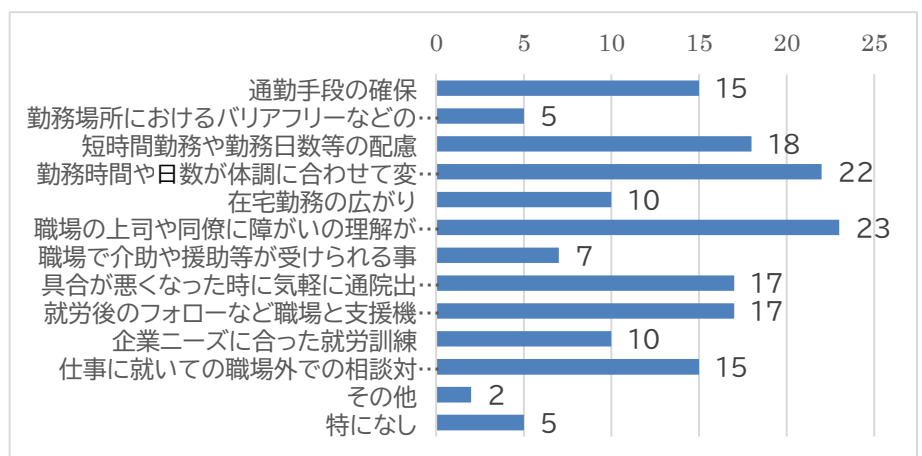
身 体



知 的



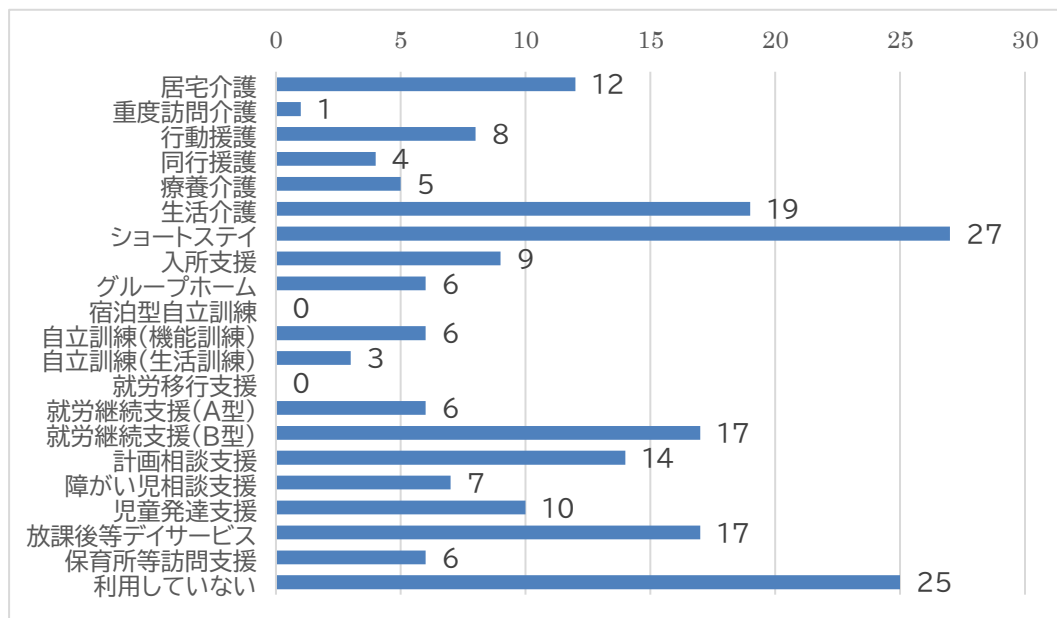
精 神



障がい福祉サービス等の利用について

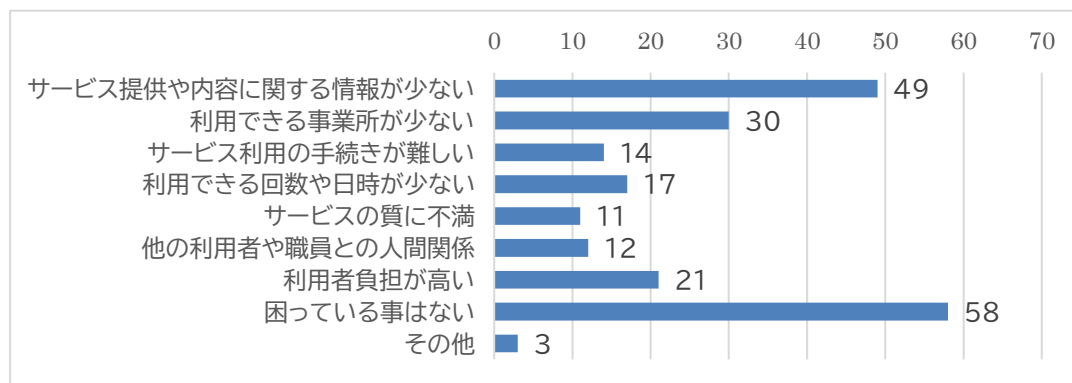
(14) 現在、利用している障がい福祉サービスについて

- 「ショートステイ」が27人と最も多い。



(15) 福祉サービスを利用する上で、困っていることについて

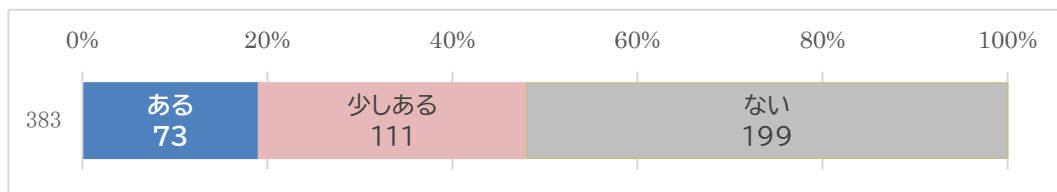
- 「困っている事はない」が58人と最も多く、次いで「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が49人となっている。



権利擁護について

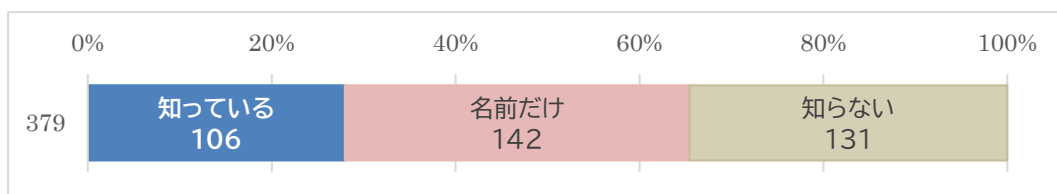
(16) 障がいによる差別について

- 「ない」が199人と最も高く、次いで「少しある」が111人となっている。



(17) 成年後見制度について

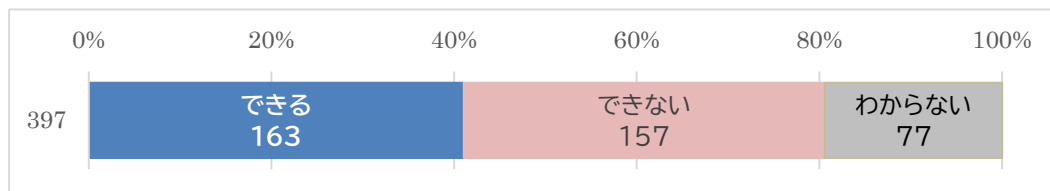
- 「名前だけ知っている」が142人と最も多く、次いで「知らない」が131人となっている。



災害時の避難等について

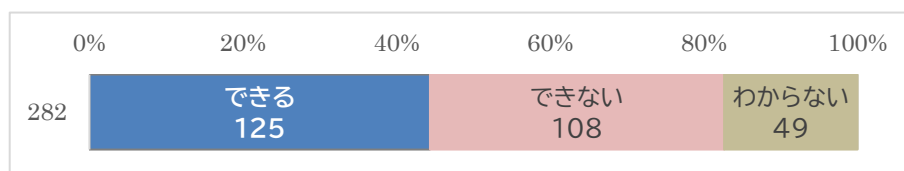
(18) 火事や地震等の災害時における単独での避難について

- 「一人で避難できる」が163人と最も多く、次いで「一人で避難できない」が157人となっている。

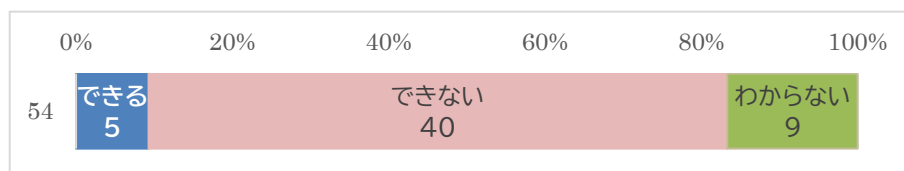


【障がい別】

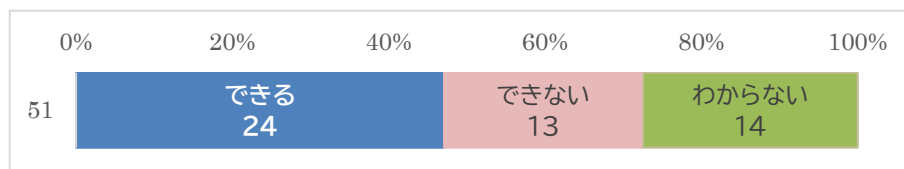
身 体



知 的

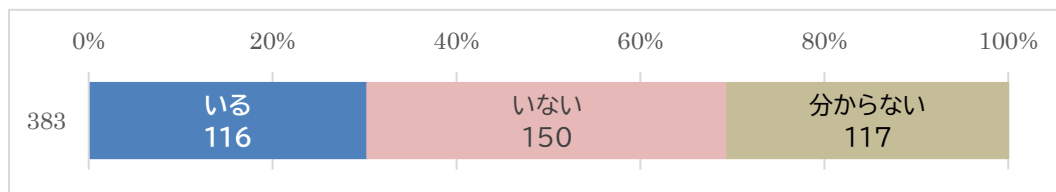


精 神



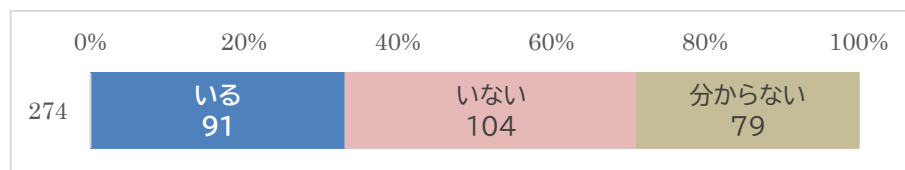
(19) 近所の支援者の有無について

- 「近所に助けてくれる人がいない」が150人と最も多く、次いで「分からない」が117人となっている。

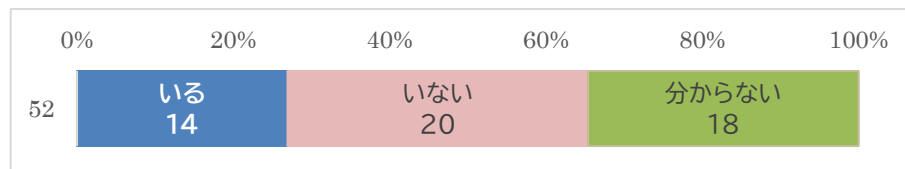


【障がい別】

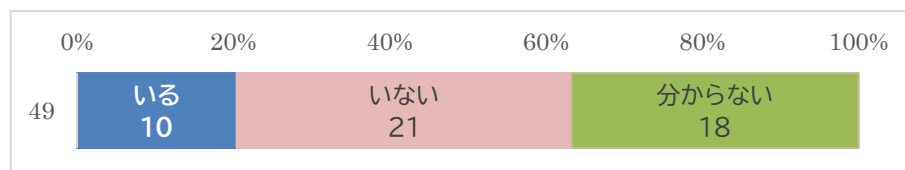
身 体



知 的

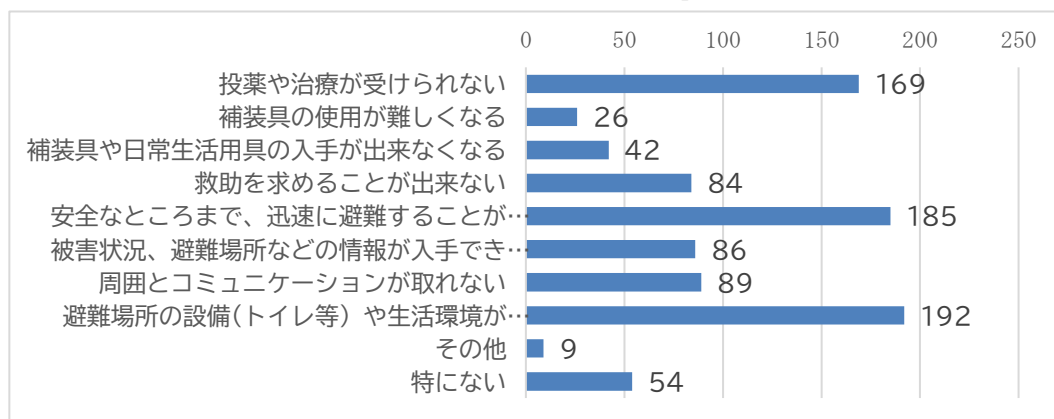


精 神



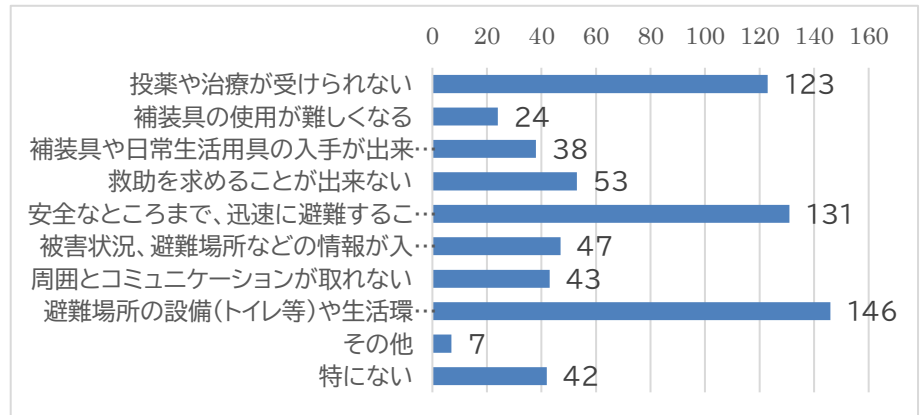
(20) 火事や地震等の災害時に困ることについて

- 「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が192人と最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が185人となっている。

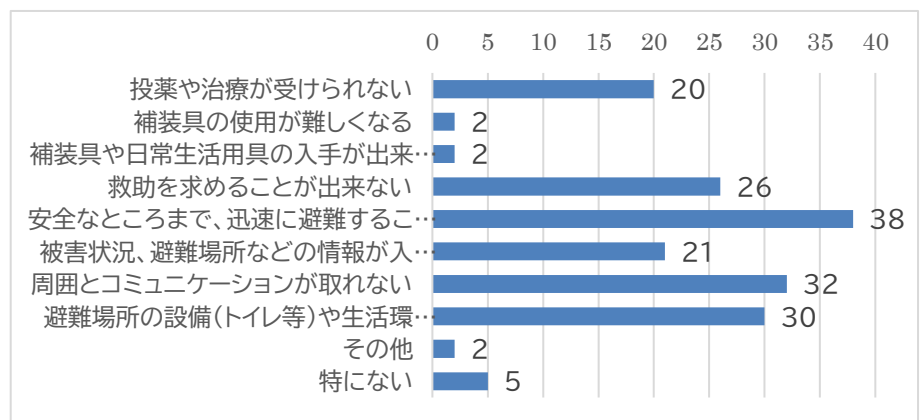


【障がい別】

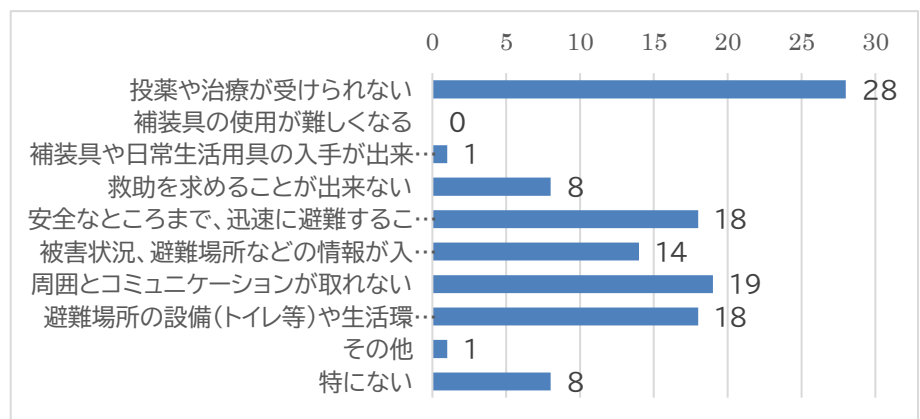
身 体



知 的



精 神



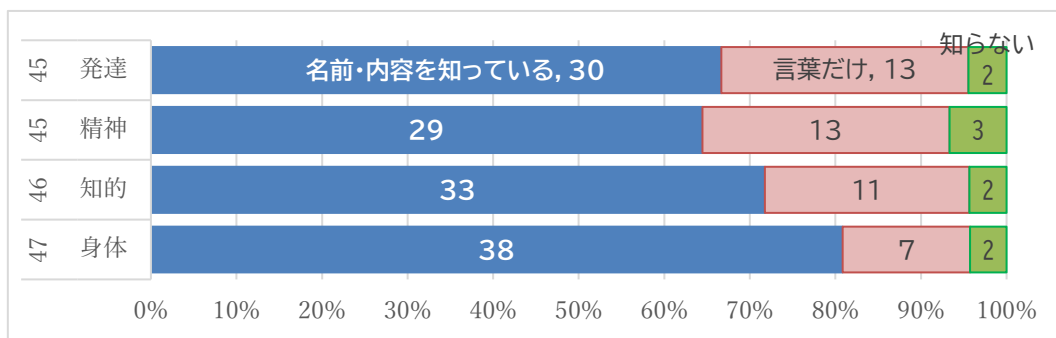
アンケート調査結果(一部抜粋)

～一般市民～

障がいのある人に対する理解について

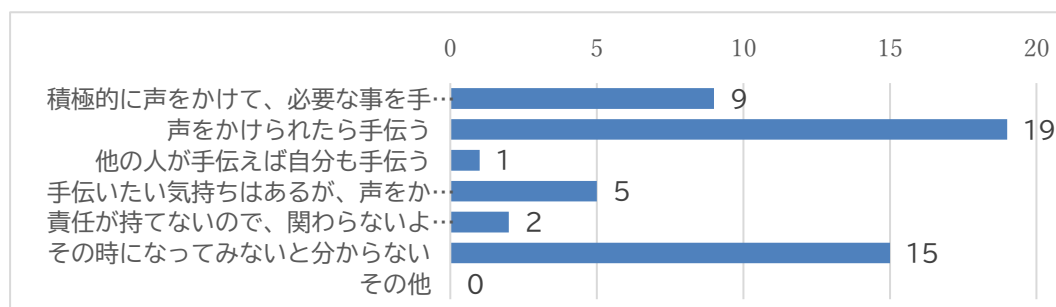
(21) 障がいの区別について

- 「各障害の名前・内容を知っている」が約7割を占める。



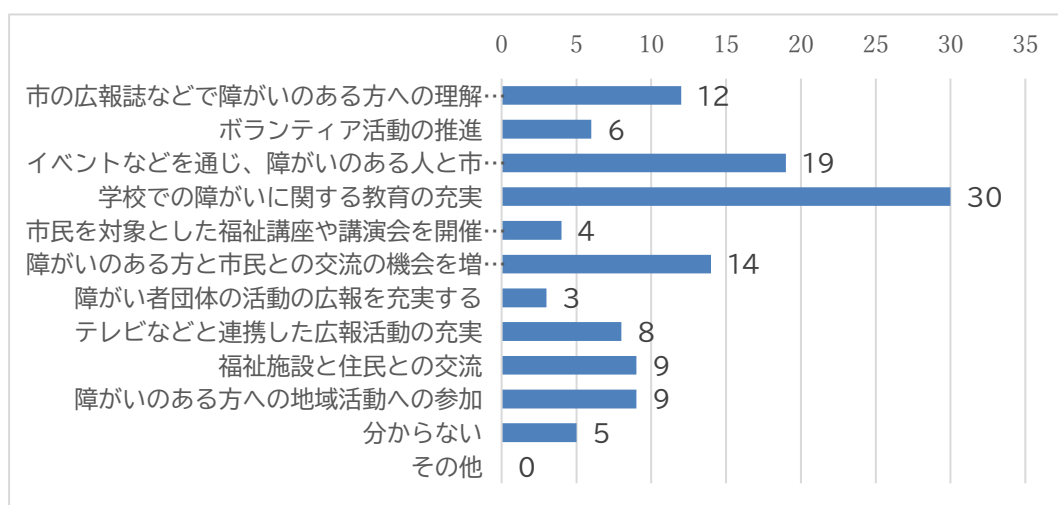
(22) 困っている障がいのある人に出会った場合の対応について

- 「声をかけられたら手伝う」が19人と最も多く、次いで「その時になってみないと分からない」が15人となっている。



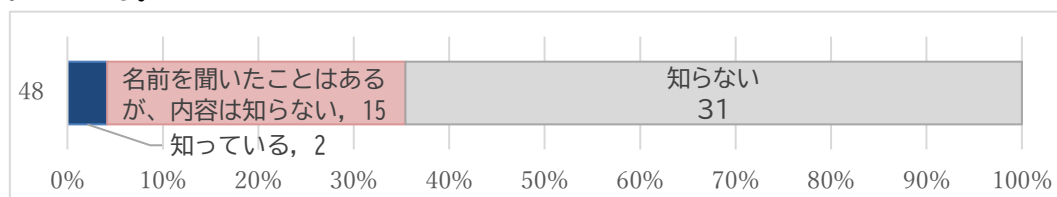
(23) 障がいに対する市民の理解を深めるために、必要なことについて(複数回答)

- 「学校での障がいに関する教育の充実」が30人と多く、次いで「イベントなどを通じ、障がいのある人と市民との交流」が19人となっている。



(24) 「障害者差別解消法」について

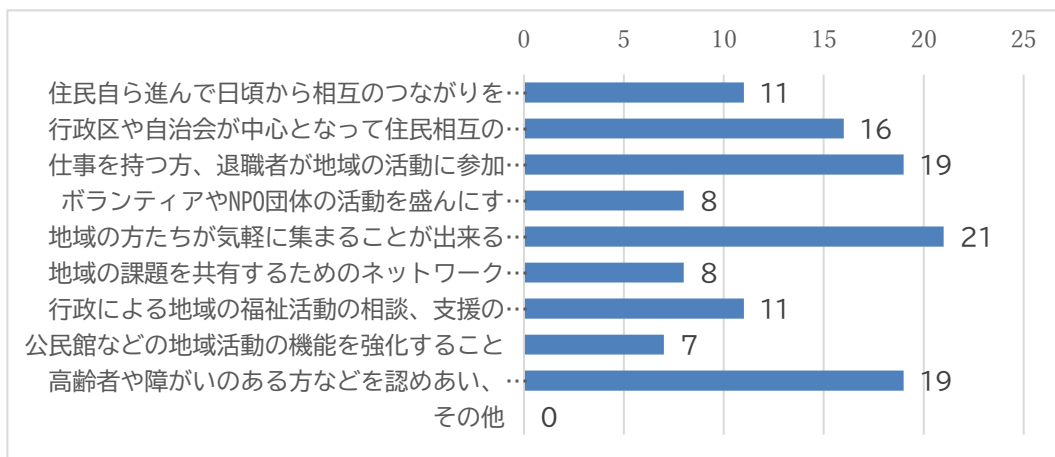
- 「知らない」が31人と最も多く、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が15人となっている。



塩竈市の障がい者福祉施策について

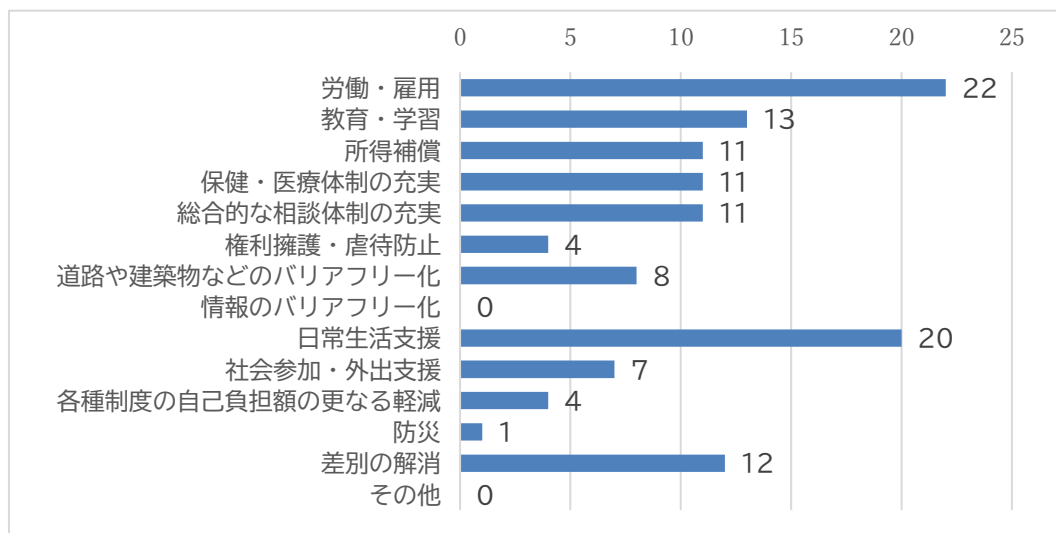
(25) 地域住民相互の支え合いの仕組み作りで、特に必要だと思うことについて(複数回答)

- 「地域の方たちが気軽に集まることが出来る環境整備の充実」が21人と最も多く、次いで「仕事を持つ方、退職者が地域の活動に参加する機会を設ける」と「高齢者や障がいのある方などを認めあう」がそれぞれ19人となっている。



(26) 塩竈市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるために、重点的に取り組むべき分野について(複数回答)

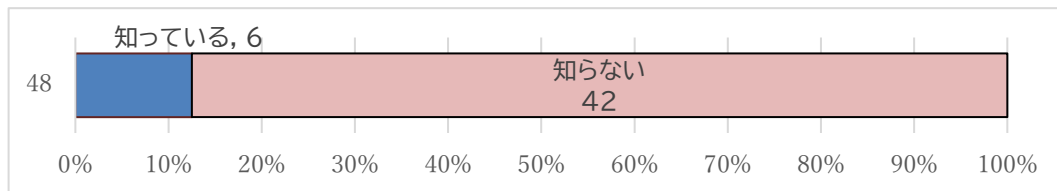
- 労働・雇用が22人と最も多く、次いで日常生活支援が20人となっている。



(27) 令和2年4月に塩竈市で制定した2つの条例の認知度について

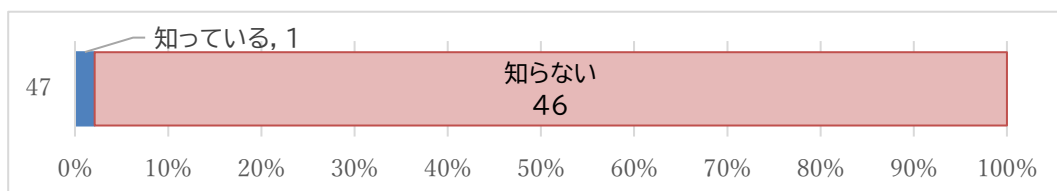
①「塩竈市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」(※1)

●「知っている」が6人、「知らない」が42人となっている。



②「塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」(※2)

●「知っている」が1人、「知らない」が46人となっている。



※1：「塩竈市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」

障がいを理由とする差別をなくすために、全ての市民が障がいの多様性を認識し、障がいのある人に対する理解を深め、個人の尊厳が損なわれることのないよう、障がいのある人

もない人も共に支え合い、安心して暮らせる福祉のまちの実現を目指す条例です。

「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」差別に関する相談への対応などについて定めています。

※2：「塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」

障がいがある人の意思疎通の権利を実現することを目指す条例です。手話を言語と認識し、手話に対する理解の促進、及び障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と環境整備などへの取り組みについて定めています。

障がい福祉サービスの内容

1 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

3 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

4 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。

5 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

6 生活介護

障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

7 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

8 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

9 施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

10 自立訓練（機能訓練）

障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

11 自立訓練（生活訓練）

障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

12 宿泊型自立訓練

障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

13 就労移行支援

就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

Ⅰ 4 就労継続支援 A 型（雇atype）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

Ⅰ 5 就労継続支援 B 型（非雇atype）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

Ⅰ 6 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

Ⅰ 7 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

Ⅰ 8 共同生活援助（グループホーム）

障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

出典元： 厚生労働省 HP より

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html

用語集～障害者福祉制度に関する用語集です～

(用語集においては「用語」として用いるものであることから「障害」と表記しています。)

ア～オ

ICF (アイシーエフ)

→[国際生活機能分類](#) の項目をご覧ください。

アスペルガー症候群 (アスペルガーショウコウグン)

発達障害の一種で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

アセスメント (アセスメント)

事前評価などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続のことをいう。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

アドボカシー (アドボカシー)

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。(→権利擁護)

育成医療 (イクセイイリョウ)

身体に障害のある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行に伴い、2006(平成18)年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

意思疎通支援事業 (イシソツウシエンジギョウ)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業などがある。

移動支援 (イドウシエン)

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。

医療観察法 (イリョウカンサツホウ)

→[心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律](#)

医療保護入院 (イリョウホゴニュウイン)

精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない人に対して、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察と保護者の同意を得て入院・保護すること。精神保健福祉法による入院形態の一つ。

ADHD (エイディエイチディ)

→[注意欠陥多動性障害 \(AD/HD\)](#)

NPO法 (エヌピーオーホウ)

→[特定非営利活動促進法](#)

NPO法人 (エヌピーオーホウジン)

→[特定非営利活動法人](#)

ALS（エーエルエス）

→[筋萎縮性側索硬化症](#)

力～コ

介助犬（カイジョケン）

肢体不自由の人の日常生活を助けるために、特別な訓練を受けた犬。例えば、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

ガイドヘルパー（ガイドヘルパー）

主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

基幹相談支援センター（キカンソウダンシエンセンター）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012（平成24）年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

基本相談支援（キホンソウダンシエン）

地域の障害者・児の福祉に関する問題について、障害者・児、障害児の保護者または障害者・児の介護を行う者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行い、これらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与することをいい、障害者総合支援法に規定されている。

QOL（キューオーエル）

→[生活の質](#)

強度行動障害（キョウドコウドウショウガイ）

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

筋萎縮性側索硬化症（キンイシュクセイソクサクコウカショウ）

筋肉を動かし、運動を行うための神経（運動ニューロン）が障害される病気。神経の命令が伝わらないことによって、必要な筋肉がだんだん縮み、力が弱くなっていく。原因不明の進行性の病気で、難病にも指定されている。「ALS」とも呼ばれる。

筋ジストロフィー（キンジストロフィー）

筋肉そのものに遺伝性の異常があり、徐々に筋肉の破壊が生じるさまざまな疾患の総称。筋肉の拘縮、骨格の変形などが生じ、重症例では、歩行不能、呼吸機能障害などを引き起こす。

グループホーム（グループホーム）

認知症高齢者や障害者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

計画相談支援（ケイカクソウダンシエン）

障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のことをいう。

継続サービス利用支援（ケイゾクサービスリョウシエン）

障害者総合支援法において、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勧告してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

権利擁護（ケンリョウゴ）

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。（→アドボカシー）

高機能自閉症（コウキノウジヘイショウ）

知的障害を伴わない自閉症のことをいう。発達障害の一つであり、知能指数が高い（おおむねIQ70以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

後見制度（コウケンセイド）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成11）年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。（→成年後見制度）

後見人（コウケンニン）

適正な財産管理や法律行為を行使できない者に対して、財産管理や監護をする人。後見人には、親権者等がない未成年者を保護するための未成年後見人と判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護するための成年後見人の二つがある。

高次脳機能障害（コウジノウキノウショウガイ）

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

更生医療（コウセイイリョウ）

身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、2006（平成18）年4月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。

更生相談所（コウセイソウダンショ）

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて、都道府県が設置する障害者の更生援護に関する専門的相談・判定機関。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所がこれに当たる。なお、指定都市については任意に設置できるとされている。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（コウレイシャショウガイシャツウノイドウトウノエンカツカノソクシンニカンスルホウリツ）

高齢者や障害者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障害者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。「バリアフリー法」とも呼ばれる。

国際生活機能分類（コクサイセイカツキノウブンリイ）

1980年にまとめられた「WHO 国際障害分類（ICIDH）」からほぼ20年近く経過し、ICIDHが各国で利用されるにつれ問題点も指摘され、国際的な検討作業の結果、2001年5月に国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health; ICF）がWHO総会において採択された。ICFは健康状態、心身機能・身体構造、活動、参加、背景因子（環境因子と個人因子）の双方向の関係概念として整理され、これまでの否定的・マイナス的な表現から、中立的・肯定的な表現に変更された。（→ICF）

サ〜ソ

サービス管理責任者（サービスカンリセキニンシャ）

障害福祉サービスの提供についてサービス管理を行う者をいう。具体的には、利用者の個別支援計画の作成や、定期的な評価など、サービス提供のプロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。

サービス提供責任者（サービステイキョウセキニンシャ）

居宅介護（ホームヘルプサービス）事業所の柱となる役職。利用者宅に出向き、サービス利用についての契約のほか、アセスメントを行い必要な居宅介護計画の内容についての話し合いなどを行う。また、実際のサービス内容に関して、ホームヘルパーへの指導・助言・能力開発等の業務も行う。

サービス等利用計画（サービストウリョウケイカク）

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

サービス利用支援（サービスリョウシエン）

障害者総合支援法において、障害者の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成することをいう。

施設入所支援（シセツニュウショシエン）

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

肢体不自由（シタイフジユウ）

身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。

市民後見人（シミンコウケンニン）

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

社会福祉協議会（シャカイフクシキョウギカイ）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

社会福祉法人（シャカイフクシホウジン）

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

障害基礎年金（ショウガイキソネンキン）

国民年金から支給される公的年金の一つ。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級と2級に分かれている。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、初診日が20歳未満である障害については、20歳になった日から支給される。

障害厚生年金（ショウガイコウセイネンキン）

厚生年金から支給される公的年金の一つ。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級から3級までがあり、1級・2級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、3級の障害者には障害厚生年金のみが支給される。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。

障害支援区分（ショウガイシエンクブン）

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分。なお、「障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年（障害者支援区分の施行後2年）を目途に検討することとされています。

障害者介護給付費等不服審査会（ショウガイシャカイゴキウフヒトウフクシンサカイ）

障害者総合支援法の規定に基づき、審査請求の事件を取り扱う専門機関。都道府県知事が設置する。市区町村の介護給付費等に係る処分に関して不服がある場合、障害者または障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求を行うことができる。2012（平成24）年4月より、地域相談支援給付費等に係る審査請求も行うことができる。

障害者基本法（ショウガイシャキホンホウ）

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者虐待（ショウガイシャギヤクタイ）

障害者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、2011（平成23）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（ショウガイシャギヤクタイノボウシショウガイシャノヨウゴシャニタイスルシエントウニカンスルハウリツ）

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。通称「障害者虐待防止法」。

障害者ケアマネジメント（ショウガイシャケアマネジメント）

障害のある人は地域で自分らしく主体的に生活することを望んでおり、単に福祉サービスを提供するだけでなく、障害のある人のエンパワメントの視点から福祉・保健・医療・教育・就労等のさまざまなサービスを提供する必要がある。障害者ケアマネジメントはこのような観点から、どのような人生を送りたいかを本人とケアマネジャー（相談支援専門員）が十分に話し合い、サービス等利用計画を作成して、総合的なサービスを提供する方法。

障害者雇用促進法（ショウガイシャコヨウソクシンハウ）

→[障害者の雇用の促進等に関する法律](#)

障害者雇用率（ショウガイシャコヨウリツ）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。2021（令和3）年3月1日からは、民間企業では2.3%、国・地方公共団体・特殊法人では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%と定められている。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

障害者支援施設（ショウガイシャシエンシセツ）

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、従来、身体障害者福祉法等の障害福祉関係の各法により設置運営されていた施設が、一元化されたもの（ただし、障害児施設に関しては、児童福祉法に設置根拠がある）。

障害者就業・生活支援センター（ショウガイシャシュウギョウセイカツシエンセンター）

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

障害者職業センター（ショウガイシャショクギョウセンター）

障害者の職業生活における自立を促進するための施設で、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3種類がある。

障害者総合支援法（ショウガイシャソウゴウシエンハウ）

→[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律](#)

障害者の権利に関する条約（ショウガイシャノケンリニカンスルジョウヤク）

障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成18）年12月13日、第61回国際連合総会において採択され、日本は2007（平成19）年9月28日に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の雇用の促進等に関する法律（ショウガイシャノコヨウノソクシントウニカンスルホウリツ）

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（ショウガイシャノニチジョウセイカツオヨビシャカイセイカツヲソウゴウテキニシエンズルタメノホウリツ）

障害者自立支援法に代わって、2013（平成25）年4月1日から新たに施行される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

障害福祉計画（ショウガイフクシケイカク）

障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市区町村は市区町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

職業リハビリテーション（ショクギョウリハビリテーション）

障害者等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門技術の領域をいう。具体的には、障害者職業センター、障害者職業能力開発校等において行われる。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（シンシンソウシツトウノジョウタイデジュウダイナタガイコウイヲオコナッタモノノイリョウオヨビカンサツトウニカンスルホウリツ）

精神障害のために善悪の区別がつかないなど刑事責任を問えない状態（心神喪失または心神耗弱の状態）で、殺人、放火などの重大な他害行為を行った人に対して、必要な観察・指導を行うことにより、その病状の改善と再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的とした法律。「医療観察法」とも呼ばれる。

身体障害（シンタイショウガイ）

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の五つに分類されている。

身体障害者更生相談所（シンタイショウガイシャコウセイソウダシヨ）

身体障害者に対する各種相談・指導、判定などを行う機関。身体障害者に対して、専門的な相談・指導を行うとともに、補装具・更生医療の給付等に伴う医学的・心理学的・職能的判定などを行っている。

身体障害者手帳（シンタイショウガイシャテチョウ）

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

身体障害者福祉司（シンタイショウガイシャフクシシ）

身体障害者更生相談所などに置かれる職員で、身体障害者に関する相談・指導のうち専門的な知識・技術を必要とするものを行うほか、福祉事務所の所員に対する技術的指導、市区町村間の連絡調整や情報提供等を行う。

身体障害者福祉法（シンタイショウガイシャフクシホウ）

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、必要に応じて保護し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。この法律では、具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障害福祉サービスの提供などを定めている。

重症心身障害者（ジュウショウシンシンショウガイシャ）

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を一般に重症心身障害児としている。そして、成人した重症心身障害児を重症心身障害者といっている。

ジョブコーチ（ジョブコーチ）

障害者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

自立訓練（ジリツクンレン）

障害者総合支援法においては、訓練等給付の対象として行われる必要な訓練を指す。日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な訓練が行われる。自立支援給付の対象とされる。身体障害者を対象とする「機能訓練」と知的障害者及び精神障害者を対象とする「生活訓練」に分かれる。

自立支援協議会（ジリツシエンキョウギカイ）

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

生活支援員（セイカツシエンイン）

障害福祉サービス事業所に置かれる職員で、相談援助、入退所の手続き、連絡調整などを行う。

生活の質（セイカツノシツ）

一般的な考えは、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようということ。この理念は、医療、福祉、工学その他の諸科学が、自らの科学上・技術上の問題の見直しをする契機になった。社会福祉および介護従事者の「生活の場」での援助も、生活を整えることで暮らしの質をよりよいものにするという生活の質の視点をもつことによって、よりよい援助を求めることができる。QOLとも呼ばれる。

精神障害（セイシンショウガイ）

統合失調症、気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳（セイシンショウガイシャホケンフクシテチョウ）

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

精神通院医療（セイシンツウインイリョウ）

精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障害の医療。以前は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、2006（平成18）年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

精神保健福祉士（セイシンホケンフクシシ）

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障害者の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。「PSW」とも呼ばれる。

成年後見制度（セイネンコウケンセイド）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成11）年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

成年後見人（セイネンコウケンニン）

精神上の障害により判断能力に欠けるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者（成年被後見人）の財産に関するすべての法律行為について代理権を有する者。

全国社会福祉協議会（ゼンコクシャカイフクシキョウギカイ）

社会福祉協議会の全国組織。社会福祉法における「社会福祉協議会連合会」にあたる。国の機関（厚生労働省等）との協議、各社会福祉協議会との連絡・調整、福祉に関する調査・研究、出版等の活動を行っている。一般的には、「全社協」の略称で呼ばれる場合が多い。

相談支援（ソウダンシエン）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

相談支援専門員（ソウダンシエンセンモンイン）

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

措置入院（ソチニューイン）

精神障害により本人に切迫した自傷他害のおそれがある場合に、精神保健指定医の診察のもとで、本人の意思に関わらず入院・保護すること。2名以上の精神保健指定医の診察の結果、入院させなければ自傷他害行為のおそれがあると一致した場合に入院させることができる。精神保健福祉法による入院形態の一つ。

ソーシャルワーカー（ソーシャルワーカー）

人権や社会正義など福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すソーシャルワーカーは、利用者の立場を尊重して、本人が問題解決できる援助が重要とされる。

知的障害（チテキショウガイ）

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

タ〜ト

地域移行支援（チイキイコウシエン）

障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

地域活動支援センター（チイキカツドウシエンセンター）

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

地域相談支援（チイキソウダンシエン）

障害者総合支援法において、地域移行支援及び地域定着支援のことをいう。

地域相談支援給付費（チイキソウダンシエンキウフヒ）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成 24）年 4 月から支給されることとなった自立支援給付の一つ。地域相談支援給付費の支給決定を受けた障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときに、それに要した費用が市区町村から支給される。

地域定着支援（チイキテイチャクシエン）

障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障害者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。

地域福祉計画（チイキフクシケイカク）

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

知的障害者更生相談所（チテキショウガイシャコウセイソウダンジョ）

知的障害者に対する各種の相談・指導などを行う機関。知的障害者に対して、専門的な相談・指導を行うとともに、18 歳以上の知的障害者の医学的・心理学的・職能的判定などを行っている。

知的障害者福祉司（チテキショウガイシャフクシシ）

知的障害者更生相談所に置かれる職員で、知的障害者に関する相談・指導のうち、専門的な知識・技術を必要とするものを行うほか、福祉事務所の所員に対する技術的指導、市区町村間の連絡調整や情報提供等を行う。

注意欠陥・多動性障害（チュウイケツカンタドウセイショウガイ）

注意欠陥多動性障害（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）は、「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴する発達障害。注意欠陥多動性障害の特徴は、通常 7 歳以前に現われる。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生ごろだが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。

聴導犬（チョウドウケン）

耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムやFAX着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

特定疾患（トクテイシツカン）

厚生労働省が難病対策のための研究事業等において対象としている疾患。特定疾患治療研究事業では、原因の究明および治療方法確立等のための研究を行う医療機関に対し研究費の補助を行って研究を進めている。また、対象患者については医療費の自己負担分が補助される。現在スモン、ベーチェット病など56の疾患が対象となっている。

特定非営利活動促進法（トクテイヒエイリカツドウソクシンホウ）

ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、1998（平成10）年に成立した法律で、「NPO法」とも呼ばれる。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

特定非営利活動法人（トクテイヒエイリカツドウホウジン）

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

特別支援学級（トクベツシエンガッキウ）

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校（トクベツシエンガッコウ）

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育（トクベツシエンキョウイク）

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとられない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

特別障害者手当（トクベツショウガイシャテアテ）

20歳以上で著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護を必要とする人に対して支給される手当。本人や扶養義務者等の前年の所得が一定以上ある場合は、支給制限がある。

特別児童扶養手当（トクベツジドウフヨウテアテ）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児の父母が当該児童を監護するとき、または当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母または養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20歳未満の障害児であり、障害の程度により、1級および2級に区分されている。手当額は障害の程度（1級、2級）に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上の場合には支給制限がある。

ナ～ノ

難病（ナンビョウ）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられた。

任意入院（ニンイニュウイン）

精神保健福祉法による入院形態の一つで、精神障害者本人の同意に基づく入院をいう。人権擁護の観点からも、医療を円滑かつ効果的に行うということからも、精神保健福祉法では本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないとされている。退院についても、原則として本人の意思による。

認定調査（ニンテイチョウサ）

障害者総合支援法における障害程度区分を判定するために行う調査。市区町村の認定調査員等が、申請のあった本人・保護者等と面接をし、調査項目等について調査する。

ノーマライゼーション（ノーマライゼーション）

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

ハ～ホ

発達障害（ハッタツショウガイ）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

発達障害者支援センター（ハッタツショウガイシャシエンセンター）

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児・者に対する支援を総合的に推進する地域の拠点となる機関。障害児入所施設等に附置され、都道府県、指定都市または委託を受けた社会福祉法人等が運営する。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等を有する障害児・者及びその家族に対して、専門の職員による相談支援、医学的な診断及び心理的な判定、就労支援などが行われる。

発達障害者支援法（ハッタツショウガイシャシエンホウ）

発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障害を、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、発達障害者支援センターを設置して、発達障害の早期発見、発達障害者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。

バリアフリー（バリアフリー）

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

バリアフリー法（バリアフリーホウ）

→[高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律](#)

PSW（ピーエスダブリュー）

→[精神保健福祉士](#)

福祉ホーム（フクシホーム）

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭において生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室等を提供して、日常生活に必要な支援を行う施設。

マ〜モ

盲導犬（モウドウケン）

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白または黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

「ラ〜ロ」

理学療法（リガクリョウホウ）

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。整形外科的手術、矯正または固定ギプス包帯法等といった整形外科的治療とは区別される。理学療法は、運動療法や日常生活活動訓練が主に用いられるが、温熱、電気刺激等を加える物理療法についても、血液循環をよくしたり、疼痛を和らげるために用いられることが多い。

理学療法士（リガクリョウホウシ）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者。理学療法士の活躍する領域は、病院や診療所、リハビリテーションセンターなどの医療関連施設のほか、介護老人保健施設、障害者支援施設、スポーツセンターなど、医療、保健、福祉、スポーツ分野の広範囲にわたっている。

リハビリテーション（リハビリテーション）

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。他に、「権利の回復・復権」「犯罪者の社会復帰」などの意味合いも含んでいる。

療育手帳（リョウイクテチョウ）

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

利用者負担（リョウシャフタン）

福祉サービスなどを利用した際に、サービスに要した費用のうち、利用者が支払う負担分。介護保険法においては応益負担が原則とされ、その負担割合はサービスに要した費用の1割である。障害者総合支援法においては負担能力に応じた負担（応能負担）が原則となっている。なお、施設入所などにおける食費や居住費（滞在費）については、全額利用者負担となっている。

ワ

ワンストップサービス（ワンストップサービス）

行政上の様々な手続きを、一度に行える仕組みのことを指す。2009（平成21）年11月と12月には全国の公共職業安定所（ハローワーク）において、職業紹介、住まいの情報提供、生活保護手続きを行うことができる「ワンストップ・サービス・デイ」を実施した。

監修者 山本雅章 調布市 子ども生活部部長

鈴木雄司 東京福祉大学社会福祉学部 保育児童学科教授

出典元 独立行政法人 福祉医療機構（WAM NET）HP より一部抜粋

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/dictionary/>

第3期 塩竈市障がい者プラン

第6期 塩竈市障がい福祉計画
第2期 塩竈市障がい児福祉計画

発行日 2021年(令和3年)3月
発行 塩竈市 健康福祉部 生活福祉課
住所 〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1
連絡先 TEL:022-364-1131
FAX:022-366-7167

